

情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 27 年度)

春日井市

目 次

| | | |
|------|--------------------------|-----|
| 第 1 | 制度のあらまし | 1 |
| 第 2 | 情報公開制度の施行状況 | 8 |
| 第 3 | 個人情報保護制度の施行状況 | 12 |
| 第 4 | 情報提供制度の施行状況 | 14 |
| 第 5 | 会議公開制度の施行状況 | 15 |
| 資料 1 | 平成 27 年度情報公開実施状況一覧表 | 16 |
| 資料 2 | 平成 27 年度個人情報保護実施状況一覧表 | 158 |
| 資料 3 | 平成 27 年度会議公開実施状況一覧表 | 159 |
| 資料 4 | 平成 27 年度情報公開・個人情報保護審査会答申 | 163 |

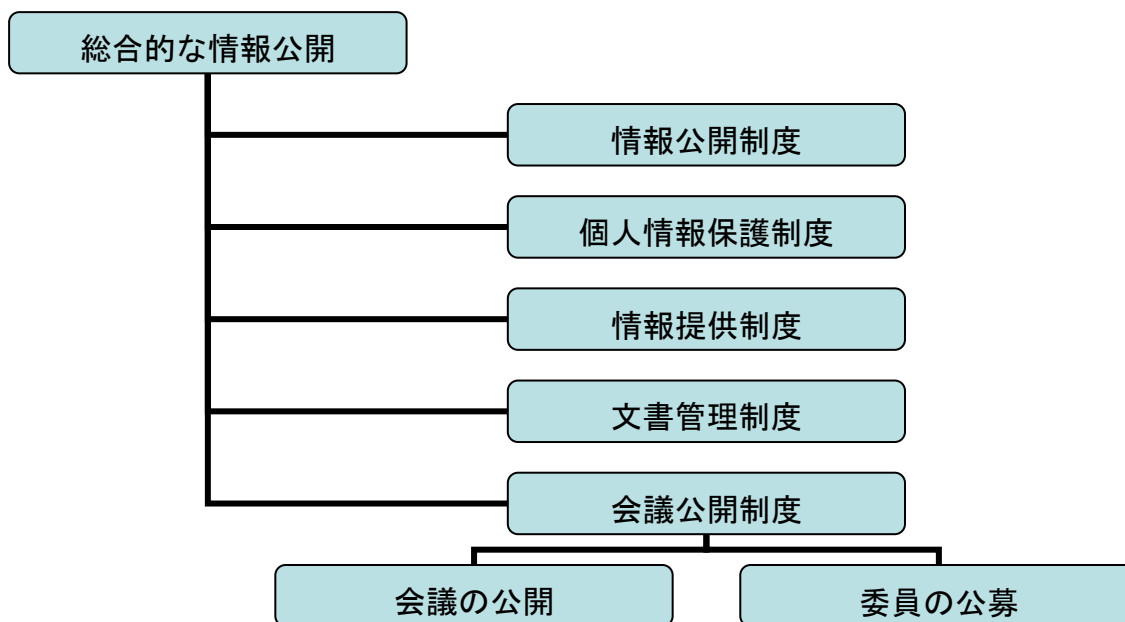
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



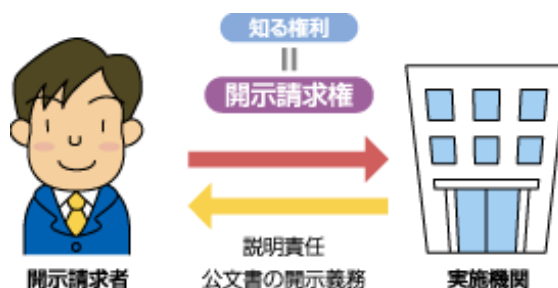
1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 法令秘情報 (1号) | 法令や条例で不開示とされている情報 |
| 個人情報 (2号) | 個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報 |
| 法人情報 (3号) | 法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など |
| 公共安全情報 (4号) | 犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報 |
| 国等協力関係情報(5号) | 国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報 |
| 審議検討情報 (6号) | 審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど |
| 事務事業情報 (7号) | 事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの |

(6) 開示請求の手續

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 不服申立て

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して不服申立てをすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決又は決定を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、市ホームページに掲載します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。
- ウ 平成 27 年 8 月 1 日以降の請求から公文書の開示の実施に係る手数料を導入しました。

ホームページ掲載場所 [ホーム](#) > [市政情報](#) > [行政](#) > [情報公開・個人情報保護](#) > [情報公開制度](#) > [手数料の内容について](#)

2 個人情報保護制度

当市では、春日井市個人情報保護条例を平成 14 年 9 月 30 日に公布し、平成 15 年 4 月 1 日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるものです。

(例) 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、など

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報は、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

思想、信条、信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときには、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する要綱を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。



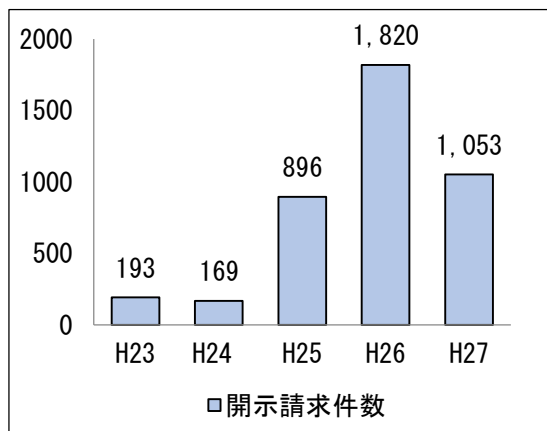
第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求件数

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の公文書の開示請求の件数は、1,053件（請求986件、申出67件）です。

市全体に対する一律的な開示請求が減少したことにより、昨年度と比較して約42%減少しました。

図1 当市の開示請求件数の推移



2 国、地方公共団体

(1) 国、主な都府県

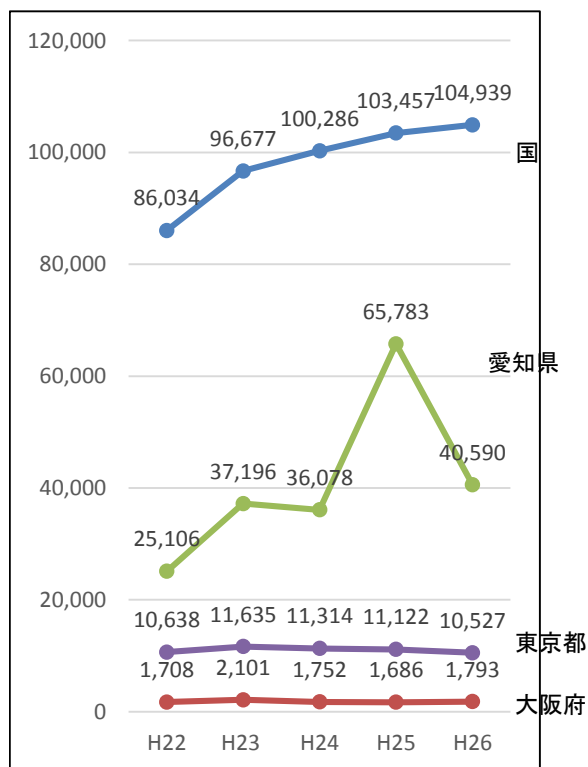
国と主な都府県における平成22年度から26年度までの開示請求の件数の推移は、図2のとおりです。

平成26年度の請求件数は、愛知県を除きおおむね昨年度と同程度です。

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|--------|--------|---------|---------|---------|
| 国 | 86,034 | 96,677 | 100,286 | 103,457 | 104,939 |
| 大阪府 | 1,708 | 2,101 | 1,752 | 1,686 | 1,793 |
| 愛知県 | 25,106 | 37,196 | 36,078 | 65,783 | 40,590 |
| 東京都 | 10,638 | 11,635 | 11,314 | 11,122 | 10,527 |

（備考）平成27年度の状況は、まだ公表されていないため、平成26年度までの状況です。

図2 国等の開示請求件数の推移



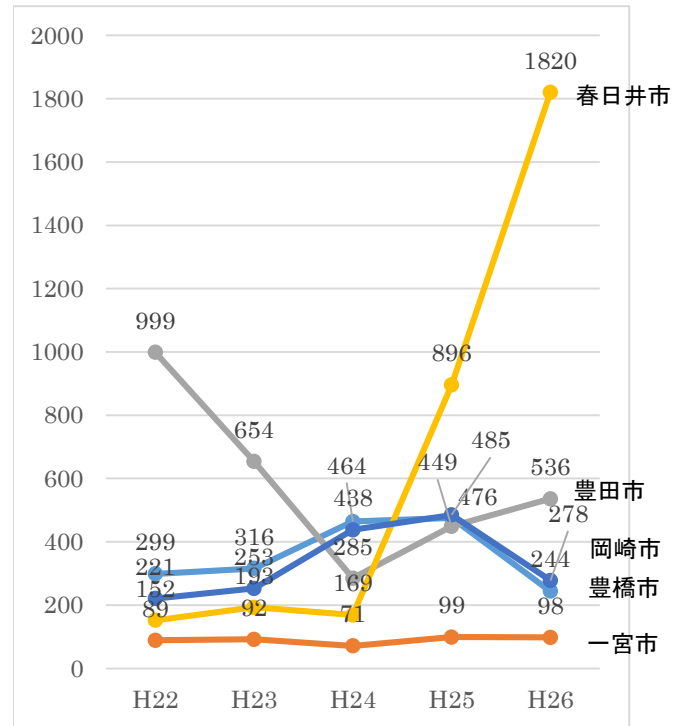
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 22 年度から 26 年度までの開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 豊橋市 | 299 | 316 | 464 | 476 | 244 |
| 一宮市 | 89 | 92 | 71 | 99 | 98 |
| 豊田市 | 999 | 654 | 285 | 449 | 536 |
| 春日井市 | 152 | 193 | 169 | 896 | 1,820 |
| 岡崎市 | 221 | 253 | 438 | 485 | 278 |

(備考) 平成 27 年度の状況は、まだ公表されていないため、平成 26 年度までの状況です。

図 3 県内他市の開示請求件数の推移



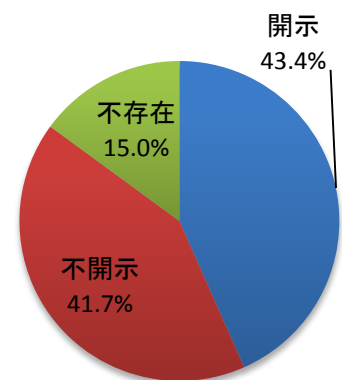
3 開示決定等の件数

平成 27 年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は 43% となっています。

| 処理区分 | 件数 |
|----------|-----|
| 開示 | 490 |
| (うち全部開示) | 383 |
| (うち一部開示) | 107 |
| 不開示 | 471 |
| 不存在 | 169 |

※取下げ 2 件

図 4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

4 開示決定等の件数の推移

平成23年度から27年度までの開示決定等の件数の推移は右表のとおりです。

| 年度 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | 公開率 |
|-----|------|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| | | 全部開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ | |
| H23 | 193 | 94 | 106 | 10 | 36 | 4 | 81% |
| H24 | 169 | 98 | 107 | 1 | 37 | 3 | 84% |
| H25 | 896 | 661 | 383 | 22 | 223 | 1 | 81% |
| H26 | 1820 | 1254 | 458 | 10 | 513 | 0 | 77% |
| H27 | 1053 | 383 | 107 | 471 | 169 | 2 | 43% |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

平成27年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

| 部局名 | 請求件数 | 処 理 状 況 | | | | | 公開率 |
|-------------|------|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| | | 全部開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 取下げ | |
| 上下水道部 | 140 | 55 | 3 | 53 | 32 | | 41% |
| 消防本部 | 106 | 10 | 2 | 50 | 45 | | 11% |
| 教育委員会事務局 | 97 | 38 | 13 | 42 | 17 | | 46% |
| 環境部 | 80 | 22 | 14 | 39 | 12 | | 41% |
| 総務部 | 79 | 27 | 14 | 48 | 2 | | 45% |
| 建設部 | 76 | 40 | 9 | 23 | 8 | | 61% |
| 健康福祉部 | 66 | 36 | 8 | 30 | | | 59% |
| 財政部 | 60 | 25 | 12 | 25 | 10 | | 51% |
| 市民病院 | 57 | 12 | | 27 | 18 | | 21% |
| 文化スポーツ部 | 49 | 11 | 4 | 24 | 12 | | 29% |
| まちづくり推進部 | 49 | 27 | 9 | 15 | 2 | 2 | 68% |
| 企画政策部 | 45 | 20 | 6 | 20 | 2 | | 54% |
| 産業部 | 39 | 15 | 6 | 16 | 4 | | 51% |
| 市民生活部 | 38 | 19 | 3 | 19 | | | 54% |
| 青少年子ども部 | 24 | 11 | 3 | 12 | | | 54% |
| 議会事務局 | 19 | 7 | | 12 | 1 | | 35% |
| 監査事務局 | 16 | 2 | 1 | 9 | 4 | | 19% |
| 会計管理者 | 11 | 6 | | 5 | | | 55% |
| 公平委員会 | 2 | | | 2 | | | 0% |
| 選挙管理委員会 | | | | | | | 0% |
| 農業委員会 | | | | | | | 0% |
| 固定資産評価審査委員会 | | | | | | | 0% |
| 合 計 | 1053 | 383 | 107 | 471 | 169 | 2 | 43% |

6 開示請求の内容別件数の推移

平成 23 年度から 27 年度までの請求内容の上位 3 は右表のとおりです。

平成 27 年度は、市全体に対する一律的な開示請求により、所管課の多い部に対する請求が多くを占めています。

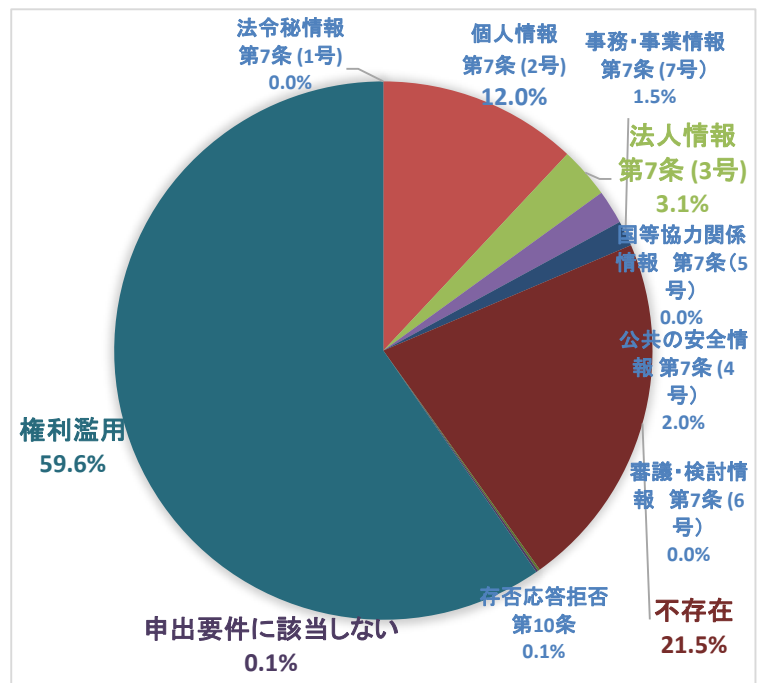
| 年度 | 1 | 2 | 3 |
|-----|------------------------|------------------------|------------------------|
| H23 | 教育委員会 (48 件、25%) | 総務部 (33 件、17%) | まちづくり推進部 (22 件、11%) |
| | 教育委員会 (54 件、32%) | 上下水道部 (21 件、12%) | 総務部 (19 件、11%) |
| H24 | 上下水道部 (123 件、13.7%) | 環境部 (83 件、9.3%) | 教育委員会 (79 件、8.8%) |
| | 消防本部 (212 件、11.6%) | 上下水道部 (194 件、10.7%) | 健康福祉部 (143 件、7.9%) |
| H25 | 上下水道部 (140 件、13.3%) | 消防本部 (106 件、10.1%) | 教育委員会 (97 件、9.2%) |
| | | | |

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図 5 のとおりです。

図 5 不開示情報別割合

| 不開示情報 | 件数 |
|----------------------|-----|
| 法令秘情報 第 7 条 (1 号) | 0 |
| 個人情報 第 7 条 (2 号) | 94 |
| 法人情報 第 7 条 (3 号) | 24 |
| 公共の安全情報 7 条 (4 号) | 16 |
| 国等協力関係情報 第 7 条 (5 号) | 0 |
| 審議・検討情報 第 7 条 (6 号) | 0 |
| 事務・事業情報 第 7 条 (7 号) | 12 |
| 不存在 | 169 |
| 存否応答拒否 第 10 条 | 1 |
| 申出要件に該当しない | 1 |
| 権利濫用 | 468 |



(備考) 条数及び号数は、春日井市情報公開条例の各条及び各号を指しています。(3 頁参照)

8 不服申立て・審査会答申の状況

平成 23 年度から 27 年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

平成 27 年度は、市長に対して 2 件、公平委員会、議会、監査委員に対してそれぞれ 1 件、教育委員会に対して 2 件の不服申立てがありました。

なお、答申の詳細は、本報告書の 163 ページ以降及び市のホームページを参照してください。

| 年度 | 不服申立て 件数 | 諮問 された 件数 | 諮問され なかった 件数 | 処理 | | | | | 未処理 審議中 |
|-----|-------------|-----------------|--------------------|----|----|----------|-----|-----|----------------|
| | | | | 決定 | | | | 取下げ | |
| | | | | 棄却 | 認容 | 一部 認容 | その他 | | |
| H23 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 0 |
| H24 | 6 | 6 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| H25 | 3 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 8 | 9 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 4 | 2 |
| H27 | 6 | 7 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |

第 3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成 23 年度から 27 年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成 27 年度の本人開示請求件数は 16 件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

| 年度 | 開示 | 訂正 | 利用 停止 | 合計 |
|-----|----|----|----------|----|
| H23 | 13 | 0 | 0 | 13 |
| H24 | 30 | 0 | 0 | 30 |
| H25 | 18 | 0 | 0 | 18 |
| H26 | 17 | 0 | 0 | 17 |
| H27 | 16 | 0 | 0 | 16 |

2 開示決定等

平成 23 年度から 27 年度までの開示決定等の状況は、下表のとおりです。

| 年度 | 請求 件数 | 処 理 状 況 | | | | | | |
|-----|----------|----------|----------|-----|-----|-----|-----|----------|
| | | 全部 開示 | 一部 開示 | 不開示 | 不存在 | 不訂正 | 取下げ | 訂正 却下 |
| H23 | 13 | 7 | 4 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| H24 | 30 | 15 | 12 | 0 | 12 | 0 | 1 | 0 |
| H25 | 18 | 8 | 11 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 17 | 4 | 9 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| H27 | 16 | 5 | 9 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成 23 年度から 27 年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

| 年度 | 不服 申立て 件数 | 諮問 された 件数 | 諮問され なかった 件数 | 処 理 | | | | | 未処理 審議中 |
|-----|-----------------|-----------------|--------------------|-----|----|----------|-----|-----|------------|
| | | | | 決 定 | | | | 取下げ | |
| | | | | 棄却 | 認容 | 一部 認容 | その他 | | |
| H23 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H24 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H26 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| H27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

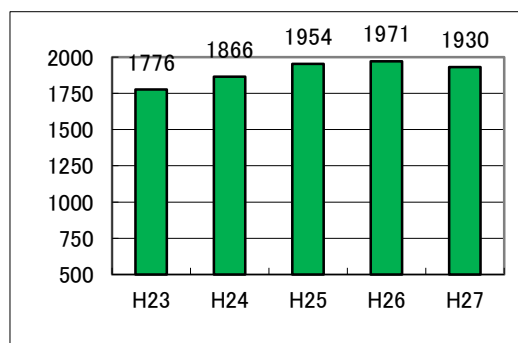
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるよう市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成23年度から27年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

平成27年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

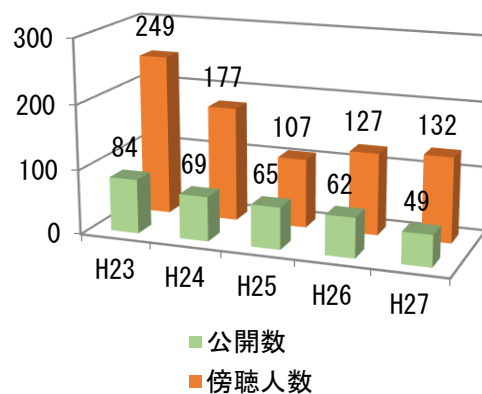
| 部局名 | 件数 |
|-----------|------|
| 議会事務局 | 335 |
| 総務部 | 318 |
| 教育委員会 | 286 |
| 健康福祉部 | 221 |
| 企画政策部 | 144 |
| 市民生活部 | 108 |
| 産業部 | 99 |
| 環境部 | 84 |
| 文化スポーツ部 | 83 |
| まちづくり推進部 | 81 |
| 青少年子ども部 | 46 |
| 上下水道部 | 45 |
| 財政部 | 32 |
| 監査事務局 | 19 |
| 建設部 | 13 |
| 市民病院(事務局) | 13 |
| 消防本部 | 3 |
| 総合計 | 1930 |

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成23年度から27年度までに公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

図7 公開数・傍聴人数の推移

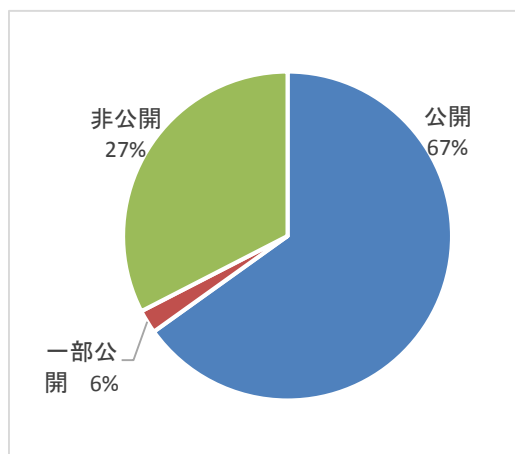


2 公開・非公開の決定状況

平成27年度における会議の公開・非公開の決定状況は、59の附属機関等のうち公開28、一部公開1、非公開14で、未開催が16です。

開催した会議のうち、公開率（一部公開を含む。）は、67%です。

図8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）となっています。

資料1 平成27年度情報公開実施状況一覧表

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|--------------------|--|---|--------------|----------|---------------|----------------|
| 1 | 4月3日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成26年度春日井市発注の以下の物件の金入り設計書を開示願います。(鑑・内訳書・明細書・代価表) ・上水道送水管布設工事(その4) PDF等の電子媒体による交付を希望。 | 平成26年度金入り設計書・上水道送水管布設工事(その4) | 4月15日 | 全開示 | | |
| 2 | 4月2日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 春日井市が平成26年度公共工事で発注した「上水道送水管布設工事(その4)/開札:3月12日」代価表を含む金入り設計書一式及び、入札公告時に配布される金抜き設計書、特記仕様書一式。 CD-Rメディア希望。 | 平成26年度金入り設計書、金抜き設計書及び特記仕様書・上水道送水管布設工事(その4) | 4月15日 | 全開示 | | |
| 3 | 4月2日 | 申出 | 建設部 道路課 | 春日井市が平成26年度公共工事で発注した「廻間線交差点改良工事/開札:2月6日」代価表を含む金入り設計書一式及び、入札公告時に配布される金抜き設計書・特記仕様書。CD-Rメディア希望。 | 金抜き設計書、及び金入り設計書一式及び特記仕様書(廻間線交差点改良工事) | 4月13日 | 全開示 | | |
| 4 | 4月2日 | 申出 | 建設部 河川排水課 | 春日井市平成26年度公共工事で発注した「町屋地区外1地区排水路整備工事」の代価表を含む金入り設計書一式。CD-Rメディア希望。 | 設計書(町屋地区外1地区排水路整備工事) | 4月10日 | 全開示 | | |
| 5 | 4月9日 | 申出 | 上下水道部 企画経営課 | 最低制限価格の算出方法 対象:水道工事に係るもの | 最低制限価格の設定について 最低制限価格設定基準 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 6 | 4月9日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 下記工事の金入設計書記 ①H25.7.30公告 桃山配水場外1施設監視制御設備等設置工事 ②H22.4.1公告 町屋送水場築造工事(機械)以上 | 金入り設計書 ①平成25年度桃山配水場外1施設監視制御設備等設置工事 ②平成22年度町屋送水場築造工事(機械) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 7 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレス、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 愛知県市長会東尾張ブロック各会議の日程調整について(依頼) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 8 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 愛知県市長会東尾張ブロック各会議の日程調整について(依頼) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 9 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | ①市町可否通知文他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 10 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 各市町担当者さま平成27年度愛知県地域県民活動表彰事業計画書について(通知) | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 行財政メールマガジン会員窓口あて | | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 11 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 地(知)の拠点整備事業アンケート項目 | 4月21日 | 全開示 | | |
| 12 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 地(知)の拠点整備事業に係るアンケートについて | 4月21日 | 一部開示 | 個人の氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|----------------|---|---|--------------|----------|---------------|----------------|
| 13 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【依頼】ホームページでの「県政お届け講座」の紹介について他3件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 14 | 4月9日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【依頼】ホームページでの「県政お届け講座」の紹介について他3件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 15 | 4月9日 | 請求 | 総務部 総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の執行について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 16 | 4月9日 | 請求 | 総務部 総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の執行について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 17 | 4月9日 | 請求 | 総務部 人事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度尾張部都市人事担当課長会議の開催について他24件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【重要】市町村職員研修用教材(平成27年度版)の購入の斡旋について | | 一部開示 | 担当者氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 18 | 4月9日 | 請求 | 総務部 人事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【重要】市町村職員研修用教材(平成27年度版)の購入の斡旋について | 4月23日 | 一部開示 | 担当者氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 19 | 4月9日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【春日井市】平成27年度防災・危機管理研修会の開催について(回答)(小川翔子)他69件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| | | | | | 「災害警戒本部態勢」週間当番表について(送付)(中倉孝太郎他3件 | | 一部開示 | 電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 20 | 4月9日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【春日井市】平成27年度防災・危機管理研修会の開催について(回答)(小川翔子)他90件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【すぐメール】先月分「登録者数レポート」ダウンロードについてのご連絡他1件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 21 | 4月9日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 交通事故日報(4/6現在)の送付について他1件 | 4月22日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|----------------|--|---|--------------|--------------|----------------------------------|-------------------|
| 22 | 4月9日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 交通事故日報(4/6現在)の送付について他1件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 23 | 4月9日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 基幹系住民情報システムの利用時間の変更について | 4月20日 | 全開示 | | |
| 24 | 4月9日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | SSLサーバ証明書の更新作業をうけに外にする5つのTIPS~いつまでも更新、まとめて更新、便利なサービス活用法~他11件 | 4月20日 | 全開示 | | |
| | | | | | Windows Server 2003サポート終了間近! | | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 25 | 4月9日 | 請求 | 財政部 財政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度の国民健康保険繰出金について(通知) | 4月22日 | 全開示 | | |
| 26 | 4月9日 | 請求 | 財政部 財政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度の国民健康保険繰出金について(通知) | 4月22日 | 全開示 | | |
| 27 | 4月9日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月21日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 28 | 4月9日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月21日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 29 | 4月9日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 確定申告閲覧準備作業進捗状況について他26件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 転出2月分USBスチック送付について他2件 | | 一部開示 | 氏名、パスワード、ID、職員番号、単価、通勤回数、振込先口座情報 | 条例第7条第2号、3号、4号、7号 |
| 30 | 4月9日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 確定申告閲覧準備作業進捗状況について他40件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【eLTAX】平成27年度eLTAX利用料の契約書について他2件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|------------------|--|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 31 | 4月9日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 32 | 4月9日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として資産税課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内ご案内 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 33 | 4月9日 | 請求 | 財政部 収納課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 34 | 4月9日 | 請求 | 財政部 収納課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として収納課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 35 | 4月9日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【各市町村消費者行政ご担当者様】消費者トラブル情報<あいちクオ通信(平成27年3月号)>について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 36 | 4月9日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【各市町村消費者行政ご担当者様】消費者トラブル情報<あいちクオ通信(平成27年3月号)>について他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 37 | 4月9日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【各市町村男女共同参画推進担当者様】平成27年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講候補者の推薦について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 38 | 4月9日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【各市町村男女共同参画推進担当者様】平成27年度愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講候補者の推薦について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 39 | 4月9日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 郵便料金の支出更正について(依頼)他1件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| | | | | | 再:勤務割り表の送信について | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 40 | 4月9日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 郵便料金の支出更正について(依頼)他2件 | 4月22日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|------------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 41 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月21日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 42 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月21日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 43 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月22日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 44 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月22日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 45 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 広報春日井5月15日号校正依頼について | 4月23日 | 全開示 | | |
| 46 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 農学基礎講義(6/17及び7/15)の広報原稿の確認について他3件 | 4月23日 | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 47 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | こんにちは愛知県図書館です3月号他2件 | 4月21日 | 全開示 | | |
| 48 | 4月9日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | こんにちは愛知県図書館です3月号他7件 | 4月21日 | 全開示 | | |
| 49 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | Fw:健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報他1件 | 4月21日 | 全開示 | | |
| 50 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | Fw:健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報他1件 | 4月21日 | 全開示 | | |
| 51 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【社会福祉法人担当者様】平成27年度担当者名簿の作成について他1件 | 4月22日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|-------------------|--|---|--------------|----------|--------------|----------------|
| | | | | 々として開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | RE 管理職員の交通安全街頭指導活動について | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 52 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度事務担当者名簿について他2件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【出欠のお伺い】4月10日開催理事会について | | 一部開示 | 氏名 | 条例第7条第2号 |
| 53 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 介護保険最新情報vol.452の送付他9件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 54 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | WAMNET新着情報配信サービス第[774]号平成27年4月7日掲載他11件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 55 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度市町村障害福祉事務担当者名簿の作成について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 56 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度市町村障害福祉事務担当者名簿の作成について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 57 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 生活援護課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 学校における献血に触れ合う機会の受入について他11件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 58 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 生活援護課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 学校における献血に触れ合う機会の受入について他11件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 59 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保険医療年金課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | Re:平成27年度第1回民生委員児童委員全員協議会に係る関係各課の主な事業概要の提出等について他17件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| | | | | | 管理職員の交通安全街頭指導活動について他1件 | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 60 | 4月9日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保険医療年金課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度第1回民生委員児童委員全員協議会に係る関係各課の主な事業概要等の提出等について他29件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 61 | 4月9日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【通知】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告について他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|-------------------|--|---|--------------|----------|-------------------------------|----------------|
| 62 | 4月9日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【通知】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故の報告について他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 63 | 4月9日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年3月分及び平成27年度福祉行政報告例(第54、第54の2)について他8件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 64 | 4月9日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【柴田様】平成27年春叙勲の内示にかかる依頼について他13件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【柴田様】内定に伴う調査について他2件 | | 一部開示 | 個人の住所、氏名、生年月日、職歴、管理番号 | 条例第7条第2号 |
| 65 | 4月9日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 「愛知県依頼」平成27年度流域モニタリング一斉調査の参加者募集に係る広報への掲載について他7件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 66 | 4月9日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 「愛知県依頼」平成27年度流域モニタリング一斉調査の参加者募集に係る広報への掲載について他9件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | エコドライブ推進マニュアル(第3版)のご提供につきまして他1件 | | 一部開示 | 氏名 | 条例第7条第2号 |
| 67 | 4月9日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | [春日井市]H27年度担当者名簿の作成について(回答)他37件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| | | | | | 再:交通安全街頭指導活動(環境保全課)修正をお願いします。他5件 | | 一部開示 | 職員番号、職員の住所に関する情報、職員自宅及び携帯電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 68 | 4月9日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | [春日井市]H27年度担当者名簿の作成について(回答)他54件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【ご依頼】イベントの広報について | | 一部開示 | 担当者氏名 | 条例第7条第2号 |
| 69 | 4月9日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 3月搬入データ送付他1件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 70 | 4月9日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 3月搬入データ送付他1件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 71 | 4月9日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 人事異動に伴う勤務割の変更データの送信について他1件 | 4月23日 | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|-----------------|---|--|--------------|--------------|----------------------------|----------------|
| 72 | 4月9日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として清掃事業所メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 勤務割データの送信について他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 73 | 4月9日 | 請求 | 環境部 グリーンセンター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、グリーンセンターメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、グリーンセンターメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 74 | 4月9日 | 請求 | 環境部 グリーンセンター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、グリーンセンターメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、グリーンセンターメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 75 | 4月9日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月21日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 76 | 4月9日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月21日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 77 | 4月9日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度ふるさと融資制度改正に係る説明会資料の送付について他3件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 78 | 4月9日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | Myじちたいニュース2015年3月20日号他7件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 行政財産目的外使用許可申請について他1件 | | 一部開示 | 個人の氏名、メールアドレス、郵便番号、住所、電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 79 | 4月9日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 「平成27年度春日井市の概要」の原稿提出について(依頼) | 4月21日 | 全開示 | | |
| 80 | 4月9日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | ホームページ更新について(依頼)他1件 | 4月21日 | 全開示 | | |
| 81 | 4月9日 | 請求 | 産業部 農政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【情報提供依頼/期限3月18日】ため池メールマガジンの情報提供について他17件 | 4月23日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|-------------------|--|--|--------------|----------|--------------|----------------|
| 82 | 4月9日 | 請求 | 産業部 農政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【情報提供依頼/期限3月18日】ため池メールマガジンの情報提供について他17件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 83 | 4月9日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 文書取扱主任者の報告について(送付) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 84 | 4月9日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 文書取扱主任者の報告について(送付) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 85 | 4月9日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【まち交】H27年度都市再生整備計画事業担当者名簿の作成について(依頼) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 86 | 4月9日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【まち交】H27年度都市再生整備計画事業担当者名簿の作成について(依頼) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 87 | 4月9日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【住宅金融支援機構】工事審査手数料の請求事務について(平成26年第4四半期分) | 4月23日 | 全開示 | | |
| 88 | 4月9日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【住宅金融支援機構】工事審査手数料の請求事務について(平成26年第4四半期分)他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【ホームズ君】「耐震診断Pro」「構造EX」操作セミナーのお知らせ | | 一部開示 | 法人の印影 | 条例第7条第3号、4号 |
| 89 | 4月9日 | 請求 | 建設部 道路課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【通知】ラウンドアバウト普及促進協議会入会のご案内について | 4月23日 | 全開示 | | |
| 90 | 4月9日 | 請求 | 建設部 道路課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【通知】ラウンドアバウト普及促進協議会入会のご案内について | 4月23日 | 全開示 | | |
| 91 | 4月9日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度公園緑地担当者会議の開催について他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|---------------|--|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 92 | 4月9日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度公園緑地担当者会議の開催について他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 93 | 4月9日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 訴訟係属等案件調査について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 94 | 4月9日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | つり銭の貸付について(回答)他4件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 95 | 4月9日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 保全マネジメントシステムの利用状況(3/20)他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 96 | 4月9日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 公共建築のFMと保全ネットワークニュース(公共EFEMニュース)第87号 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 保全マネジメントシステム利用状況(3/20) | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 97 | 4月9日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管理課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【情報提供】インフルエンザ警報を解除しました(記者発表資料)他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 98 | 4月9日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管理課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【情報提供】インフルエンザ警報を解除しました(記者発表資料)他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 99 | 4月9日 | 請求 | 市民病院 医事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医事課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】インフルエンザ警報を解除しました(記者発表資料)他1件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 100 | 4月9日 | 請求 | 市民病院 医事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医事課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】集団かぜ情報他3件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 101 | 4月9日 | 請求 | 市民病院 栄養管理室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理室メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理室メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|---------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 123 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 消防総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防総務課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会報告書」の公表について(通知)他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 124 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 消防総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防総務課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 「放射性物質事故等対応資機材に関する検討会報告書」の公表について(通知)他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 125 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 予防課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、予防課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度防火管理講習及び防災管理講習の開催予定一覧について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 126 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 予防課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、予防課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度防火管理講習及び防災管理講習の開催予定一覧について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【全国消防長会予防委員会】防火・防災管理者講習テキスト編集委員の書面会議について | | 一部開示 | 全国消防長会会長印影 | 条例第7条第3号、4号 |
| 127 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 通信指令室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 128 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 通信指令室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 129 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 消防署 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防署メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防署メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 130 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 消防署 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防署メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防署メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 131 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 東出張所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、東出張所メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、東出張所メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 132 | 4月9日 | 請求 | 消防本部 東出張所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、東出張所メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、東出張所メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|------------------|----------------|
| 144 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 145 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、文化財課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【事務連絡】愛史協会報24号の送付について他11件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 146 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、文化財課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【事務連絡】愛史協会報24号の送付について他14件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 147 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報他3件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 148 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報他4件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 149 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 公共施設における緑のカーテンの設置について他2件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | Re:退職、人事異動及び採用に伴う辞令交付式の欠席報告について(依頼)他5件 | | 一部開示 | 職員番号、住所、電話番号、備考欄 | 条例第7条第2号 |
| 150 | 4月9日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度AELネット環境学習スタンプラリーの記念品について(照会)他9件 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 151 | 4月9日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、議事課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 議会事務局長就退任のご挨拶について | 4月21日 | 全開示 | | |
| 152 | 4月9日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、議事課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 議会事務局長就退任のご挨拶について | 4月21日 | 全開示 | | |
| 153 | 4月9日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、監査課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度監査計画に基づく監査日程について | 4月23日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|----------|--|----------------|
| 154 | 4月9日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、監査課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度監査計画に基づく監査日程について | 4月23日 | 全開示 | | |
| 155 | 4月9日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、会計課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します) | 証紙出納計算書(春日井市3月分)他6件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 156 | 4月9日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、会計課メールアドレスで、本年3月11日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで本年4月8日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 証紙出納計算書(春日井市3月分)他10件 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 157 | 4月10日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 岩成台小学校2015年度4月学年だより(4年生) | 岩成台小学校4年学年通信第1号2015・4・7 | 4月22日 | 全開示 | | |
| 158 | 4月10日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 2013年度の各小中学校の教職員研修事業費の内訳が分かる文書(支出負担行為決議書)ただし、書籍購入関係は除く。 | 支出負担行為決議書(平成25年度の教職員研修事業費で、書籍費以外を負担した小学校23校及び中学校11校分) | 4月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 支出負担行為決議書(平成25年度支出負担行為番号70736、81680、78195、46834、37214) | | 一部開示 | 口座情報 | 条例第7条第3号、4号 |
| 159 | 4月10日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 潮見坂平和公園における苦情申立に関わる公害状況調査報告書 | 潮見坂平和公園における苦情申立に関わる公害状況調査報告書 | 4月24日 | 一部開示 | 申立人の住所、氏名、連絡先、自宅周辺地図、地図番号及び地図の町名 発生源の所在地、名称、事業内容、連絡先、写真、事業内容の詳細、URL、周辺地図地図番号及び地図の町名 | 条例第7条第2号、3号 |
| 160 | 4月15日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成26年度 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第5工区〕管渠築造に伴う農水管移設工事金入設計書のうち、図面、特記仕様書、標準図を除くすべて | 平成26年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第5工区〕管渠築造工事に伴う農水管移設工事金入設計書のうち、図面、特記仕様書、標準図を除くすべて | 4月24日 | 全開示 | | |
| 161 | 4月15日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成26年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第5工区〕管渠築造工事金入設計書のうち、図面、特記仕様書、標準図を除くすべて | 平成26年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第5工区〕管渠築造工事金入設計書のうち、図面、特記仕様書、標準図を除くすべて | 4月24日 | 全開示 | | |
| 162 | 4月16日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 町屋地区外1地区排水路整備工事に係る 金入設計書 数量計算書 | 町屋地区外1地区排水路整備工事に係る金入設計書、数量計算書 | 4月23日 | 全開示 | | |
| 163 | 4月23日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年度春日井市発注の以下の物件の金入設計書を開示願います。 上水道配水管布設替工事(町屋町外1町)PDF等の電子媒体による交付を希望 | 平成27年度金入設計書 ・上水道配水管布設替工事〔町屋町外1町〕 | 5月1日 | 全開示 | | |
| 164 | 4月28日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 請求する文書: 金入設計書(特記、図面、数量計算書は除く) 発注工事名: ①町屋送水場築造工事(機械) 開札日: ①平成22年5月25日 入札方式: 一般競争入札 工種区分: 機械器具設置工事 | 平成22年度町屋送水場築造工事(機械)金入設計書 | 5月12日 | 全開示 | | |
| 165 | 5月1日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 春日井市が平成27年度公共工事で発注した「西部中学校外1校 プール塗装修繕(開札:H27/04/14)」の公告時に配布された設計図書 (金抜き設計書及び特記仕様書等)と、代価表を含む金入り設計書一式。CD-Rメディア希望。 | 西部中学校他1項プール塗装修繕に係る設計書(金抜き及び代価表を含む金入り)、突起仕様書等 | 5月14日 | 全開示 | | |
| 166 | 5月1日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | H07認建春建002246号の建築計画概要書 | H07認建春建002246号の建築計画概要書 | 5月12日 | 全開示 | | |
| 167 | 5月8日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 2015.4月の各小中学校の校長、教頭の「労働時間等の記録」 | 小中学校の校長、教頭の「労働時間等の記録」(2015年4月分) | 6月19日 | 全開示 | | |
| 168 | 5月8日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 2014.5.1～2015.4.30の春日井市教職員研修員会に関するすべての文書。 2015年度、各小中学校から提出された補助教材使用届。 | 1.平成26年度第3回教職員検収委員会要項及び添付資料外11件 | 5月22日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|---|--------------------------------|--------------|----------|---------------|----------------|
| 169 | 5月11日 | 申出 | 財政部 管財契約課 | 入札制度に関して、最低制限価格の設定方法について開示をお願いします。 ※平成27年3月10日以後、建設工事は設計金額130万円を超えるものは事後公表となる変更にともない、建設工事に最低制限価格がどのような根拠(算定式等)で設定されるかを開示をお願いします。 | 「最低制限価格の設定について」及び「最低制限価格設定基準」 | 5月25日 | 全開示 | | |
| 170 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | ・【愛知県市長会】幹事会議開催のお知らせについて | 5月28日 | 全開示 | | |
| 171 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | ・【愛知県市長会】幹事会議開催のお知らせについて | 5月28日 | 全開示 | | |
| 172 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 全国移住ナビログイン方法案内(新) | 5月28日 | 全開示 | | |
| 173 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【リマインド】全国移住ナビ「お問合せ先」登録について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 174 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 高蔵寺ニュータウンワーク2015コース図面 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 175 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 高蔵寺ニュータウンワーク2015コース図面のデータの送信 | 5月27日 | 一部開示 | 個人の氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 176 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 6月15日号広報掲載依頼について他7件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 177 | 5月14日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【各市町村広報担当者様】平成27年6月広報計画について他5件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 6月15日号広報掲載依頼について他1件 | | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 178 | 5月14日 | 請求 | 総務部 総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 特定国外派遣組織の指定について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 179 | 5月14日 | 請求 | 総務部 総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 特定国外派遣組織の指定について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 180 | 5月14日 | 請求 | 総務部 人事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 地方公共団体情報システム機構「地方公務員採用試験案内」への掲載情報について【照会】他45件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【確認】平成27年度東日本大震災被災自治体への市街地整備事業に係る職員派遣について他2件 | | 一部開示 | 年齢、性別、担当者氏名 | 条例第7条第2号 |
| 181 | 5月14日 | 請求 | 総務部 人事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 182 | 5月14日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【各市町村安全なまちづくり担当課御中】自主防犯団体活発化・地域普及推進事業の委託団体の募集について他47件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 1【防災担当者様:5月15日締切】平成27年度防災啓発研修講演会について他2件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 183 | 5月14日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【各市町村安全なまちづくり担当課御中】自主防犯団体活発化・地域普及推進事業の委託団体の募集について他54件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 1【防災担当者様:5月15日締切】平成27年度防災啓発研修講演会について他1件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 184 | 5月14日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 交通事故日報の送付について(4月17日～19日)他3件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 185 | 5月14日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 交通事故日報の送付について(4月17日～19日)他3件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 186 | 5月14日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | Windows タブレットのご案内他1件 | 5月27日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|--|--------------|--------------|--------------------------|-------------------|
| 187 | 5月14日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | Excelの集計・レポート業務を自動化!『Actionista!』ハンズオンセミナー他12件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| | | | | | 日経BPが「メントテクノロジー」メール(2015/04/10)他4件 | | 一部開示 | 個人の氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 188 | 5月14日 | 請求 | 財政部 財政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 図書のあつ旋について他11件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 189 | 5月14日 | 請求 | 財政部 財政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 図書のあつ旋について他11件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| | | | | | 仕様書送付の件について | | 一部開示 | 相手方の氏名及びメールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 190 | 5月14日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 191 | 5月14日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 192 | 5月14日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 所得税確定申告書等のデータ連携に係る今後の送信スケジュール等について他15件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 転出3月分、4月1日分USBステック送付について他1件 | | 一部開示 | 氏名、パスワード、ID、職員番号、単価、通勤回数 | 条例第7条第2号、3号、4号、7号 |
| 193 | 5月14日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【eLTAX】お知らせの更新他25件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度における税額通知データの運用について他6件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス、印影 | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|---|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 194 | 5月14日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 受信:【愛知県】資産評価システム評価センターが実施する研修会等への参加申し込みについて(照会)他2件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 195 | 5月14日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 受信:NOMA中部本部行政管理講座のご案内他3件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度の研修会等への参加申し込みについて(お知らせ) | | 一部開示 | 個人名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 196 | 5月14日 | 請求 | 財政部 収納課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 197 | 5月14日 | 請求 | 財政部 収納課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 198 | 5月14日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【各市町村消費者行政ご担当者様】消費者トラブル情報くあいちクオ通信(平成27年4月号)について他1件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 199 | 5月14日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【PSマガジンvol.239】4月28日号「自転車による子どもや中高生の事故」他1件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 200 | 5月14日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度愛知男女共同参画人材育成セミナー開講式・オリエンテーションの出席について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 201 | 5月14日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度愛知男女共同参画人材育成セミナー開講式・オリエンテーションの出席について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 202 | 5月14日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 郵便料金の支出更正について(提出)他2件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 勤務カレンダーを送ります他1件 | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|---|--|--------------|--------------|----------------|----------------|
| 203 | 5月14日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 勤務カレンダーを送ります他4件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 204 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 205 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 206 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 207 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 208 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 市町村における生涯学習推進状況調査について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度第1回尾張地区家庭教育推進運営協議会に係る委員の推薦について他2件 | | 一部開示 | 氏名、住所、職員番号、所属名 | 条例第7条第2号 |
| 209 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)の間接補助事業者の公募のご案内について他5件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推薦事業)の間接補助事業者の公募に係る件について | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 210 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 図書館協力担当者新任研修会の開催について他5件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 211 | 5月14日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 図書館協力担当者新任研修会の開催について他5件 | 5月28日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|--|---|--------------|----------|--------------|----------------|
| 212 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 《地域保健活動あいちホットライン》2015年5月号他1件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 213 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 《地域保健活動あいちホットライン》2015年5月号他1件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 214 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 社会福祉法人制度見直しの円滑施行に向けた定点自治体の募集について他2件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | Re第5部(臨時職員)接遇研修の実施について | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 215 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | Re第5部(臨時職員)接遇研修の実施について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 台風6号による被害報告について他1件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 216 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 虐待により施設等に入所措置が採られている高齢者にかかる平成27年度臨時福祉給付金関係通知について他6件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| 217 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 認知症初期集中支援チームに関する連絡事項について他14件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| 218 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | ・【研修会のご案内】行政窓口担当者向け研修のご案内他2件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 219 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【研修会のご案内】行政窓口担当者向け研修のご案内他2件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 220 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 生活保護課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活保護課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【特別弔慰金ご担当者様】第10回特別弔慰金の様式について他13件 | 5月26日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|--|--------------|----------|---------------------|----------------|
| 221 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 生活支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活支援課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【特別弔慰金ご担当者様】第10回特別弔慰金の様式について他15件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 222 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保健医療年金課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成26年度特定調達物品の調達状況調査について(報告)他26件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 223 | 5月14日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保健医療年金課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成26年度特定調達物品の調達状況調査について(報告)他28件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 224 | 5月14日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【通知】社会保障審議会推薦児童福祉文化財について | 5月28日 | 全開示 | | |
| 225 | 5月14日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | にっぽん子育て応援団結成6周年記念フォーラム開催のご案内 | 5月28日 | 一部開示 | 氏名 | 条例第7条第2号 |
| 226 | 5月14日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | (5/20締切)「待機児童解消加速化プランの実施方針」に基づく「待機児童解消加速化計画」及び「保育拡大計画」の提出について(第4次依頼)他17件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 227 | 5月14日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | (5/20締切)「待機児童解消加速化プランの実施方針」に基づく「待機児童解消加速化計画」及び「保育拡大計画」の提出について(第4次依頼)他23件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 228 | 5月14日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | H27ささえ愛センターまつりの開催について(お知らせ)他5件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 229 | 5月14日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | ささえ愛センターまつりの開催について(お知らせ)他6件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 230 | 5月14日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 生物多様性イベント情報について他41件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 生物多様性自治体ネットワークへの東京都稲城市の参加について他2件 | | 一部開示 | ID、パスワード、職員個人携帯電話番号 | 条例第7条第2号、7号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|--|---|--------------|--------------|--------------------------------|----------------|
| 231 | 5月14日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 生物多様性イベント情報について他50件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 第134回登録審査専門委員会結果等について他3件 | | 一部開示 | 担当者氏名、担当者氏名を含むメールアドレス、ID、パスワード | 条例第7条第2号、3号、4号 |
| 232 | 5月14日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 4月搬入データ送付他1件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 233 | 5月14日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 4月搬入データ送付他1件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 234 | 5月14日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 清掃事業所「環境の日」及び「環境月間」の行事の実施について(報告)他2件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 235 | 5月14日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 清掃事業所「環境の日」及び「環境月間」の行事の実施について(報告)他2件 | 5月26日 | 全開示 | | |
| 236 | 5月14日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 237 | 5月14日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 238 | 5月14日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 239 | 5月14日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 240 | 5月14日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 241 | 5月14日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として経済振興課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【愛知県・商業統計】27年度市町村交付金について | 5月25日 | 全開示 | | |
| 242 | 5月14日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 産業立地促進税制に係る調査について他8件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【愛知県産業立地推進協議会】企業立地情報メールマガジン原稿作成依頼について他1件 | | 一部開示 | 氏名 | 条例第7条第2号 |
| 243 | 5月14日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【愛知県産業立地推進協議会】企業立地情報メールマガジン原稿作成依頼について他4件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 244 | 5月14日 | 請求 | 産業部 農政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 再エネモニター-Vo.2の送付について他9件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 245 | 5月14日 | 請求 | 産業部 農政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 再エネモニター-Vo.2の送付について他9件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 246 | 5月14日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | インターンシップ研修生の受入れについて(回答) | 5月27日 | 全開示 | | |
| 247 | 5月14日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | インターンシップ研修生の受入れについて(回答) | 5月27日 | 全開示 | | |
| 248 | 5月14日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【区画】第37回愛知県土地区画整理事業促進連絡会の総会について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 249 | 5月14日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【区画】第37回愛知県土地区画整理事業促進連絡会の総会について他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 250 | 5月14日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 5月27日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|--|--------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 251 | 5月14日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月27日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 252 | 5月14日 | 請求 | 建設部 道路課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【通知】透光性遮音板のひび割れ事象について他5件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 253 | 5月14日 | 請求 | 建設部 道路課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【通知】透光性遮音板のひび割れ事象について他7件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【通知】透光性遮音板のひび割れ事象について他1件 | | 一部開示 | 氏名、肩書 | 条例第7条第2号 |
| 254 | 5月14日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 市街地緑化防災対策推進事業制度要綱の改正について他4件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 255 | 5月14日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 市街地緑化防災対策推進事業制度要綱の改正について他4件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度宝くじ桜寄贈事業について | | 一部開示 | ①氏名、肩書、メールアドレス ②印影 | 条例第7条第2号、3号、4号 |
| 256 | 5月14日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度春日井市水防訓練に係る時間外勤務の処理について(通知)他2件 | 5月21日 | 全開示 | | |
| 257 | 5月14日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度春日井市水防訓練に係る時間外勤務の処理について(通知)他3件 | 5月21日 | 全開示 | | |
| 258 | 5月14日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【BIMMS】利用状況報告(H26年度3月・4月)及びお知らせ他 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 259 | 5月14日 | 請求 | 建設部 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対 | 【中部FM研究会】平成27年度FM研究会実施予定について | 5月28日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------|---|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 259 | 5月14日 | 請求 | 住宅施設課 | 象として、住宅施設課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【BIMMS】利用状況報告(H26年度3月・4月)及びお知らせ他 | 5月28日 | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 260 | 5月14日 | 請求 | 市民病院管理課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管理課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | ・委員会等組織について(依頼)他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 261 | 5月14日 | 請求 | 市民病院管理課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管理課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | ・委員会等組織について(依頼)他1件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 262 | 5月14日 | 請求 | 市民病院医事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報他3件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 263 | 5月14日 | 請求 | 市民病院医事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【健康危機管理情報 1感染症流行情報】愛知県感染症情報他3件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 264 | 5月14日 | 請求 | 市民病院栄養管理室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 265 | 5月14日 | 請求 | 市民病院栄養管理室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 266 | 5月14日 | 請求 | 市民病院医療連携室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 267 | 5月14日 | 請求 | 市民病院医療連携室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 268 | 5月14日 | 請求 | 市民病院病院安全推進室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 269 | 5月14日 | 請求 | 市民病院病院安全推進室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月28日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 302 | 5月14日 | 請求 | 消防本部 高蔵寺出張所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月27日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 303 | 5月14日 | 請求 | 消防本部 高蔵寺出張所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月27日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 304 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 305 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 306 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 307 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 308 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化財課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 文化財の防犯対策について(通知)他11件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 309 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化財課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 文化財の防犯対策について(通知)他15件 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 310 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 学校給食用食品検査の実施状況等について(回答)他8件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 311 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 学校給食用食品検査の実施状況について他10件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【SKYSEA Client View】保守契約ユーザー様向けサービスのご案内 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|--------------|-------------------------------|----------------|
| 312 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【AELメール第1号(2015年4月)】他7件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 313 | 5月14日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【AELメール第1号(2015年4月)】他8件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 314 | 5月14日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、議事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 27.5月新旧正副議長 挨拶状他4件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| 315 | 5月14日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、議事課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 清洲市新旧議長・副議長挨拶状について他4件 | 5月25日 | 全開示 | | |
| 316 | 5月14日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 5月22日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 317 | 5月14日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月22日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 318 | 5月14日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 証紙出納計算書(春日井市4月分)他3件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 319 | 5月14日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年4月9日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年5月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内他12件 | 5月28日 | 全開示 | | |
| 320 | 5月20日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 以下、工事件名の設計書(金入り)をお願いします。 町屋送水場築造工事(機械)(平成22年4月1日公告) CD-ROMでの提供を希望します。 | 平成22年度町屋送水場築造工事(機械)金入り設計書 | 5月27日 | 全開示 | | |
| 321 | 5月26日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | H13確認建築春日井市00767号 | H13確認建築春日井市00767号の建築計画概要書 | 6月2日 | 全開示 | | |
| 322 | 5月26日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 平成27年度公害状況 調査報告書No.19 | 平成27年度公害状況調査報告書No.19 | 6月8日 | 一部開示 | 申立人の住所、氏名、連絡先、発生源の所在地、名称、事業内容 | 条例第7条第2号、3号 |
| 323 | 6月5日 | 申出 | 上下水道部 配水管理事務所 | 平成27年5月1日付公告の知多連絡ハルブ室更新工事の金入り設計書 | 平成27年度金入り設計書 ・知多連絡ハルブ室更新工事 | 6月17日 | 全開示 | | |
| 324 | 6月5日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 平成27年度東部中学校外1校空調機械設置工事(機械) 上記工事の金入り設計書但し、代価は最下層まで、経費内訳を含む | 平成27年度東部中学校外1校空調機械設置工事(機械) 上記工事の金入り設計書但し、代価は最下層まで、経費内訳を含む | 6月19日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 325 | 6月8日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 高蔵寺中学校他2校空調機設置工事(機械)上記金入り設計書 | 高蔵寺中学校他2校空調機設置工事(機械)に係る設計書(金入り) | 6月15日 | 全開示 | | |
| 326 | 6月10日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成25年度9月20日付公告の東神明配水場電気計装設備工事の金入り設計書 | 平成25年度 東神明配水場電気計装設備工事 金入り設計書 | 6月19日 | 全開示 | | |
| 327 | 6月10日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成25年度7月30日付公告の桃山配水場外1施設監視制御設備等設置工事の金入り設計書 | 平成25年度 桃山配水場外1施設監視制御設備等設置工事 金入り設計書 | 6月19日 | 全開示 | | |
| 328 | 6月10日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年度 上水道配水管布設替工事(町屋町外1町) 上水道配水管橋架設工事(松本町) 上水道配水管仕切弁設置工事(桃山町) 上水道配水管布設替工事(柏原町)金入り設計書CD-R希望 | 平成27年度金入り設計書 上下水道配水管布設工事(町屋町外1町) 他3件 | 6月16日 | 全開示 | | |
| 329 | 6月10日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 平成27年度 上条小学校北館高架水槽取替修繕金入り設計書CD-R希望 | 平成27年度上条小学校北館高架水槽取替修繕設計書 | 6月24日 | 全開示 | | |
| 330 | 6月10日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 本年度開催された都市教育長会議に関するすべての文書。県教委から配布された文書も含む。 | 第1回尾張部都市教育長会議の開催について(通知)他3件 | 6月24日 | 全開示 | | |
| 331 | 6月11日 | 請求 | 建設部 潮見坂平和公園 管理事務所 | 第6墓所に関する電話による回答文書 | 第6墓所に関する電話による応答記録(平成27年3月26日) | 6月25日 | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 332 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 平成27年6月12日の午後に広報広聴課が担当して記者向けに発表した内容が記録された公文書(紙に記録されたものは当然として、それ以外に、録音されて取得された情報を含む。)のうち、最も詳細な内容が記載されたもの | 平成27年6月12日の午後に広報広聴課が担当して記者向けに発表した内容が記録された公文書(紙に記録されたものは当然として、それ以外に、録音されて取得された情報を含む。)のうち、最も詳細な内容が記載されたもの | 6月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 333 | 6月15日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 平成27年度中に行われた議会運営委員会の内容が記録された公文書(紙に記録されたものは当然として、それ以外に録音されて取得された情報を含む。)のうち、最も詳細な内容が記載されたもの | 議会運営委員会会議録(5月15日午前開催分)他2件 | 6月29日 | 全開示 | | 不存在 |
| | | | | | 平成27年度中に行われた議会運営委員会を録音し、取得された情報のうち最も詳細な内容が記載されたもの | | 不開示 (不存在) | | |
| 334 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【愛知県市長会】7月幹事会のご案内他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 335 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【愛知県市長会】7月幹事会のご案内他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 336 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | (春日井市)出席者名簿(参考様式)他2件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 337 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | Re: 中部地整より【通知・出席確認】「空家等対策の推進に関する特別措置法」等の説明会について他2件 | 6月26日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|--|--|--------------|--------------|---------------|----------------|
| 338 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 339 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | ・26日のお化粧直しについて他1件 | 6月26日 | 一部開示 | 個人の氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 340 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 定例会知事記者会見における市町村PR用ポスター及び衣服について(照会)他2件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 341 | 6月15日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 定例会知事記者会見における市町村PR用ポスター及び衣服について(照会)他2件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| | | | | | 「春日井みつけ隊」確認しました | | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 342 | 6月15日 | 請求 | 総務部 総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 特定国外派遣組織の指定について他2件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 343 | 6月15日 | 請求 | 総務部 総務課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 特定国外派遣組織の指定について他2件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 344 | 6月15日 | 請求 | 総務部 人事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【愛知県】「人事院規則10-11の運用について」の一部改正等について他23件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| | | | | | 都市7回「市長部局における職位の状況調べ(2015年4月1日現在)ご回答のお願い」=地方行財政調査会 | | 一部開示 | 担当者氏名 | 条例第7条第2号 |
| 345 | 6月15日 | 請求 | 総務部 人事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 346 | 6月15日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 「災害・避難カード」モデル地区の募集について(ご案内)他55件 | 6月29日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| | | | | データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 1平成27年度の消防防災GISサポーターの募集について他1件 | | 一部開示 | 個人名 | 条例第7条第2号 |
| 347 | 6月15日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 「災害・避難カード」モデル地区の募集について(ご案内)他68件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | NEC電子自治体ニュース(東海版)[2015-5-29] | | 一部開示 | 氏名 | 条例第7条第2号 |
| 348 | 6月15日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 交通事故日報(6/10現在)の送付について他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 349 | 6月15日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 交通事故日報(6/10現在)の送付について他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 350 | 6月15日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | プリンタの紙詰まり対策について | 6月25日 | 全開示 | | |
| 351 | 6月15日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内他13件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| | | | | | 迫る!マイナンバー制度!あなたの会社の情報セキュリティ対策は大丈夫ですか?外4件 | | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 352 | 6月15日 | 請求 | 財政部 財政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【決算統計担当者様】普通建設事業費のうち「既存更新」、「新規設備等」への計上方法について(通知)他3件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 353 | 6月15日 | 請求 | 財政部 財政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【決算統計担当者様】普通建設事業費のうち「既存更新」、「新規設備等」への計上方法について他3件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 354 | 6月15日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|--------------|--------------------------------|----------------|
| 355 | 6月15日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 356 | 6月15日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | ふるさと納税の制度改正の周知及びポスター送付について他7件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 転出4月分USBスチック送付について他1件 | | 一部開示 | 氏名、パスワード、ID、職員番号、単価、通勤回数、勤務時間数 | 条例第7条第2号、3号、7号 |
| 357 | 6月15日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | [eLTAX]お知らせの更新外26件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 第27回総会の開催について他5件 | | 一部開示 | 氏名、印影 | 条例第7条第2号、3号、4号 |
| 358 | 6月15日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 受信:【再送】【愛知県】資産評価システム評価センターが実施する研修会等への参加申し込みについて他3件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 359 | 6月15日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 受信:NOMA中部本部行政管理講座のご案内 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度の研修会等への参加申し込みについて(お知らせ) | | 一部開示 | 個人名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 360 | 6月15日 | 請求 | 財政部 収納課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 361 | 6月15日 | 請求 | 財政部 収納課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 362 | 6月15日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【通知】消費者安全法第38条第1項の規定に基づく情報提供について他1件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 363 | 6月15日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【通知】消費者安全法第38条第1項の規定に基づく情報提供について他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 364 | 6月15日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【チラシ送付】平成27年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(内閣府) | 6月26日 | 全開示 | | |
| 365 | 6月15日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【チラシ送付】平成27年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(内閣府)他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 366 | 6月15日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 県証紙受払簿について(提出)他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| | | | | | 勤務カレンダーを送ります | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 367 | 6月15日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 勤務カレンダーを送ります他3件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 368 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 369 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 370 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 371 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 372 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度教職員著作権講習会の開催について(通知) | 6月26日 | 全開示 | | |
| 373 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度教職員著作権講習会の開催について他1件 | 6月26日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|---|---|--------------|----------|--------------|----------------|
| 374 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 愛知図書館協会:児童サービス研修(連続講座)のご案内他6件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 375 | 6月15日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 愛知図書館協会:児童サービス研修(連続講座)のご案内他5件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 376 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | Fw:【健康危機管理情報 1感染症流行情報】愛知県感染症情報(2015年第22週) | 6月23日 | 全開示 | | |
| 377 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | Fw:【健康危機管理情報 1感染症流行情報】愛知県感染症情報(2015年第22週) | 6月23日 | 全開示 | | |
| 378 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | H27年度節電取組アンケート(高齢福祉課)他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 379 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 高齢者へのアンケートについて(再送)他1件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | Fwd I ネット記事(自転車運転者講習制度の対象となる危険行為)の送付 | | 一部開示 | 氏名 | 条例第7条第2号 |
| 380 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報 2最新感染症情報】韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生について他5件 | 6月24日 | 全開示 | | |
| 381 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | WAM NET新着情報配信サービス代[804]号_平成27年6月2日掲載他11件 | 6月24日 | 全開示 | | |
| 382 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について他2件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 383 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 地域生活支援拠点等の整備にかかる留意事項について他2件 | 6月23日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|------------------|----------------|
| 384 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 生活援護課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【各WO生活保護SV様】保護の実施要領等の改正に関する意見の提出について他13件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【関係WO生活保護SV様】【国事務連絡】平成27年度生活保護担当ケースワーカー全国研修会について他1件 | | 一部開示 | 個人の氏名、性別、年齢、電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 385 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 生活援護課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【関係WO生活保護SV様】【国事務連絡】平成27年度生活保護担当ケースワーカー全国研修会について他21件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| | | | | | 意見書様式について | | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 386 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保険医療年金メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国民健康保険例月更正について(依頼)他14件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 387 | 6月15日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保険医療年金メールアドレスで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国民健康保険例月更正について(依頼)他25件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 388 | 6月15日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【照会】「愛知県ご当地婚姻届」ダウンロードサービスの実施及び婚姻届提出時における特典等の実施状況調査について他2件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 389 | 6月15日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【照会】「愛知県ご当地婚姻届」ダウンロードサービスの実施及び婚姻届提出時における特典等の実施状況調査について他2件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| 390 | 6月15日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成26年度保育所運営費国庫負担金の実績報告にかかる検収について①他16件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 391 | 6月15日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成26年度保育運営費国庫負担金の実績報告にかかる検収について①他14件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 保育部会様◆愛知県福祉人材センター主催7月開催の研修のご案内他5件 | | 一部開示 | 個人の氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|---|---|--------------|--------------|--------------------------------|----------------|
| 392 | 6月15日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 「民間事業者等による下水熱利用の推進のための取組について」の周知について他4件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 393 | 6月15日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 「民間事業者等による下水熱利用の推進のための取組について」の周知について他1件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 394 | 6月15日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | (春日井市)平成26年度航空機騒音調査結果について(回答)他19件 | 7月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | (春日井市)平成26年度航空機騒音調査結果について(回答) | | 一部開示 | 個人宅住所 | 条例第7条第2号 |
| 395 | 6月15日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | (春日井市)平成26年度航空機騒音調査結果について(回答)他24件 | 7月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | ●●●●●●●●●●様邸の既設浄化槽の写真他5件 | | 一部開示 | 担当者氏名、携帯電話番号、個人の住所、氏名、パスワード、ID | 条例第7条第2号、7号 |
| 396 | 6月15日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 5月搬入データ送付他1件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 397 | 6月15日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 5月搬入データ送付他1件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 398 | 6月15日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 勤務割データの送信について | 6月25日 | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |
| 399 | 6月15日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 勤務割データの送信について | 6月25日 | 全開示 | | |
| 400 | 6月15日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 401 | 6月15日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 402 | 6月15日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 403 | 6月15日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 404 | 6月15日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月23日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 405 | 6月15日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | <全国商店街支援センター>平成27年度事業募集開始等のお知らせ他1件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 406 | 6月15日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 6月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 407 | 6月15日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月25日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 408 | 6月15日 | 請求 | 産業部 農政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【農地中間管理事業担当者様】平成27年度における機構集積協力金の配分基準について他10件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 409 | 6月15日 | 請求 | 産業部 農政課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【農地中間管理事業担当者様】平成27年度における機構集積協力金の配分基準について他11件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 410 | 6月15日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 平成27年度災害宅地危険度判定士講習会について(回答) | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度災害宅地危険度判定士講習会について(回答) | | 一部開示 | 職員番号 | 条例第7条第2号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 411 | 6月15日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 平成27年度災害宅地危険度判定士講習会について(回答) | 6月29日 | 全開示 | | |
| 412 | 6月15日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 節電取組行動について | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【常任参与各位】役員・常任参与合同会議の開催について | | 一部開示 | 個人名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 413 | 6月15日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 節電取組行動について | 6月29日 | 全開示 | | |
| | | | | | 【常任参与各位】役員常任参与合同会議の開催について | | 一部開示 | 個人名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 414 | 6月15日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 『公共建築工事積算基準(平成27年版)』等新刊発売のご案内 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 415 | 6月15日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | BUS-5製品の更新のご連絡(2015/06/01)他1件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 416 | 6月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【依頼:6月12日17時×切】平成27年度における木材の利用状況調査について他4件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 417 | 6月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【依頼:6月12日17時×切】平成27年度における木材の利用状況調査について他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 418 | 6月15日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 419 | 6月15日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|---|--|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 420 | 6月15日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【水防担当者様へ】平成27年防災功労者防災担当大臣表彰候補者の推薦について(依頼)他1件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 421 | 6月15日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 健康づくりに関する講座・イベントの実施状況の把握について(回答)他3件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 422 | 6月15日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【BIMMS】利用状況報告(H27年5月)他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 423 | 6月15日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 公共建築のFMと保全ネットワークニュース(公共IFEMニュース)号外第33号 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 424 | 6月15日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院管理課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報 1感染症流行情報】デング熱情報他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 425 | 6月15日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院管理課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【健康危機管理情報 1感染症流行情報】デング熱情報他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 426 | 6月15日 | 請求 | 市民病院 医事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院医事課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報 1感染症流行情報】デング熱情報他1件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 427 | 6月15日 | 請求 | 市民病院 医事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院医事課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【健康危機管理情報 1感染症流行情報】デング熱情報他2件 | 6月25日 | 全開示 | | |
| 428 | 6月15日 | 請求 | 市民病院 栄養管理室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院栄養管理室メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院栄養管理室メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 429 | 6月15日 | 請求 | 市民病院 栄養管理室 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院栄養管理室メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民病院栄養管理室メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 470 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 471 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 472 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化財課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 第13回登録有形文化財建造物担当者課題研修会について(通知)他9件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 473 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化財課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 第13回登録有形文化財建造物担当者課題研修会について(通知)他11件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 474 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報(2015年第20週)他7件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度第2学期分共同購入物資調理技術講習会の開催の件になります。他2件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 475 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 【健康危機管理情報1感染症流行情報】愛知県感染症情報(2015年第20週)他8件 | 6月26日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度第2学期分共同購入物資調理技術講習会の開催の件になります。他2件 | | 一部開示 | 氏名、メールアドレス | 条例第7条第2号 |
| 476 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 6月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 477 | 6月15日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月26日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 478 | 6月15日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、議事課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 27正副議長就任退任のあいさつ手紙文他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|--------------|--|----------------|
| 479 | 6月15日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 沼津市議会正副議長交代について他2件 | 6月29日 | 全開示 | | |
| 480 | 6月15日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 481 | 6月15日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | 6月24日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 482 | 6月15日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) | 証紙出納計算書(春日井市5月分)他1件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 483 | 6月15日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年5月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年6月14日時点で存在し、電子データとして開示できないもの | NOMA中部本部行政管理講座のご案内他8件 | 6月23日 | 全開示 | | |
| 484 | 6月16日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 春日井市の加入する道路賠償責任保険の証書及び手引き | 道路賠償責任保険被保険者証 | 6月25日 | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| | | | | | 道路賠償責任保険の手引きの内、道路賠償責任保険特約書(資料1)及び賠償責任保険普通保険約款(資料2) | | 全開示 | | |
| 485 | 6月17日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 公共下水道上条地区幹線実施設計業務委託金入り設計書 公共下水道地蔵ヶ池公園調整池実施設計業務委託金入り設計書 公共下水道堀ノ内雨水2号幹線実施設計業務委託金入り設計書 | 公共下水道上条地区幹線実施設計業務委託金入り設計書他2件 | 7月3日 | 全開示 | | |
| 486 | 6月17日 | 申出 | 財政部 管財契約課 | 最低制限価格算出に係る資料 | 「最低制限価格の設定について」及び「最低制限価格設定基準」 | 6月30日 | 全開示 | | |
| 487 | 6月19日 | 申出 | 消防本部 消防署 | 平成27年2月1日14時ごろ発生した火災にともなう火災調査書類 | 平成27年2月1日14時ごろ発生した火災に伴う火災調査書類 | 7月2日 | 一部開示 | 各書類に係る個人情報及び法人情報、リ災状況報告書の内容、損害調査書及び査定書の金額、品名、数値、係数等、火災原因判定書の判定経過、現場質問調査及び質 | 条例第7条第2号、3号、7号 |
| 488 | 6月22日 | 申出 | 建設部 河川排水課 | 平成27年度南下原排水路実施設計業務委託金入り設計書 | 設計書(南下原排水路実施設計業務委託) | 6月30日 | 全開示 | | |
| 489 | 6月24日 | 申出 | 建設部 道路課 | JR高蔵寺駅付近に立てられた「チラシ配り」等に対する注意看板の設置に関する要望から決裁までがわかるもの | JR高蔵寺駅付近に立てられた「チラシ配り」等に対する注意看板の設置に関する要望から決裁までがわかるもの | 7月6日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 490 | 6月26日 | 申出 | 監査事務局 監査課 | 平成27年4月16日付けで、監査課が受け取った回答書 平成27年4月20日付けで、監査課が受け取った賠償責任に関する回答 平成27年3月30日付けで請求のあった、監査結果の通知に関する文書 | 回答書(平成27年4月16日付け收受)他2件 | 7月10日 | 一部開示 | 個人の氏名、所属課及び担当名 | 条例第7条第2号 |
| 491 | 6月30日 | 申出 | 上下水道部 配水管理事務所 | 平成26年9月1日付公告の上水道施設中央監視設備等更新工事の金入り設計書 | 平成26年9月1日付公告の上水道施設中央監視設備等更新工事の金入り設計書 | 7月14日 | 全開示 | | |
| 492 | 7月2日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 坂下中学校外2校空調機設置工事(機械) 上記金入り設計書(H27年度分)紙ベース | 坂下中学校外2校空調機設置工事(機械)に係る設計書(金入り) | 7月15日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|---|-----------------|
| 493 | 7月6日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 1公共下水道土地区域幹線実施設計業務委託H27年6月16日 2公共下水道堀ノ内雨水2号幹線実施設計業務委託H27年6月16日 3公共下水道南部汚水12号幹線実施設計業務委託H27年6月23日 上記の金入り設計書(仕様書、図面は除く)紙ベース | 1公共下水道上条地区幹線実施設計業務委託金入り設計書(仕様書、図面は除く)他2件 | 7月17日 | 全開示 | | |
| 494 | 7月6日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 1上水道配水管耐震化実施設計業務委託(鳥居松町外1町)平成26年11月1日 上記の金入り設計書(仕様書・図面は不要)紙ベース | 平成25年度上水道配水管耐震化実施設計業務委託(鳥居松町外1町)金入り設計書 | 7月17日 | 全開示 | | |
| 495 | 7月6日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 指導要綱に基づく覚書(申請日H26.11.27) | 春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく覚書 | 7月15日 | 一部開示 | 法人の印影 | 条例第7条第3号、4号 |
| 496 | 7月14日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 各校長から提出された、2015年4月～6月の「長時間労働による健康障害防止のための報告書」 | 長時間労働による健康障害防止のための報告書(各校長から提出された平成27年4月～6月分) | 8月27日 | 一部開示 | 当該職員の年齢、当該職員の自己診断チェックリストの評価、当該職員の居住に関する情報、当該職員の休暇の種類、当該職員の傷病治療及び症状に関する情報、当該職員の心情及び意向に関する情報、当該職員の家族及び婚姻に関する情報、当該職員の勤 | 条例第7条第2号、7号 |
| 497 | 7月14日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1. 2015年度の小中学校の安全計画。(始業前、休憩時間等における児童生徒管理を、管理職が行なう旨の記載をしている学校の安全計画) 2. 2014年度における教頭の学校経営視察に関するすべての文書。 | 平成27年度学校安全計画(全校分) | 7月28日 | 全開示 | | |
| | | | | | 2014年度における教頭の学校経営視察に関するすべての文書 | | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 498 | 7月14日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年6月16日開札の「東神明配水場配水池改修工事」金入り設計書(CD・ROM) | 平成27年6月16日開札の「東神明配水場配水池改修工事」金入り設計書 | 7月24日 | 全開示 | | |
| 499 | 7月16日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 開発指導要綱に基づく申入れ及び回答書(H27.6.11付) | 春日井市開発行為等に関する指導要綱に基づく申入れについて | 7月30日 | 全開示 | | |
| | | | | | 回答書 | | 一部開示 | 法人の印影、設計担当者氏名 | 条例第7条第2号、3号、4号 |
| 500 | 7月16日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 春日井市議会申合せ要綱・要領集の最新のもの | 春日井市議会申合せ要綱・要領集の最新のもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 501 | 7月16日 | 請求 | 総務部 総務課 | 弁護士が任期付きで採用されたことに伴って行われた法律相談に伴って作製された文書 | 弁護士が任期付きで採用されたことに伴って行われた法律相談に伴って作製された文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 502 | 7月16日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、秘書課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B秘書課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できるもの。C秘書課サーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、秘書課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B秘書課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できるもの。C秘書課サーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。) Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 503 | 7月16日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 秘書課(平成26年度以前は従前の相当課)の旅行命令簿(運転日誌は除く)で支給日時点で存在するものすべて 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B秘書課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できないもの。C秘書課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。 Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 秘書課(平成26年度以前は従前の相当課)の旅行命令簿(運転日誌は除く)で支給日時点で存在するものすべて 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B秘書課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できないもの。C秘書課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。 Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 648 | 7月16日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、監査課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B監査課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できるもの。C監査課サーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。)Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、監査課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B監査課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できるもの。C監査課サーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。)Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 649 | 7月16日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 監査課(平成26年度以前は従前の相当課)の旅行命令簿(運転日誌は除く)で支給日時点で存在するものすべて 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B監査課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できないもの。C監査課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 監査課(平成26年度以前は従前の相当課)の旅行命令簿(運転日誌は除く)で支給日時点で存在するものすべて 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B監査課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できないもの。C監査課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 650 | 7月16日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、会計課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B会計課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できるもの。C会計課サーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。)Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、会計課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B会計課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できるもの。C会計課サーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(過日に提供したCD-Rによる写しの交付を希望します。)Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 651 | 7月16日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 会計課(平成26年度以前は従前の相当課)の旅行命令簿(運転日誌は除く)で支給日時点で存在するものすべて 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B会計課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できないもの。C会計課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 会計課(平成26年度以前は従前の相当課)の旅行命令簿(運転日誌は除く)で支給日時点で存在するものすべて 次のABCの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年6月15日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、本年7月13日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B会計課のライブラリ内のデータで電子データとして開示できないもの。C会計課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。Cについては、作成あるいは更新のいずれかのタイムスタンプが平成26年度中の日付のファイルに限る。 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 652 | 7月17日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 1.公共下水道高蔵寺処理区出川地区実施設計業務委託 入札日H27.7.14 上記の金入り設計書(仕様書・図面は不要)紙ベース | 公共下水道高蔵寺処理区出川地区実施設計業務委託 上記の金入り設計書(仕様書、図面は除く) | 7月31日 | 全開示 | | |
| 653 | 7月23日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成27年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第1工区〕管渠築造工事上記工事の金額の入った設計書 CD-Rでの交付希望 | 平成27年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第1工区〕管渠築造工事上記工事の金額の入った設計書 CD-Rでの交付希望 | 8月6日 | 全開示 | | |
| 654 | 7月24日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 管理番号2015001286 公共下水道高蔵寺処理区出川地区実施設計業務委託 (平成27年7月14日開札) に関する金入り設計書(表紙から代価表まで) | 公共下水道高蔵寺処理区出川地区実施設計業務委託 に関する金入り設計書(表紙から代価表まで) | 8月7日 | 全開示 | | |
| 655 | 7月24日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 管理番号2015001074 公共下水道堀ノ内雨水2号幹線実施設計業務委託 (平成27年6月16日開札) に関する金入り設計書(表紙から代価表まで) | 公共下水道堀ノ内雨水2号幹線実施設計業務委託 に関する金入り設計書(表紙から代価表まで) | 8月7日 | 全開示 | | |
| 656 | 7月24日 | 申出 | 財政部 管財契約課 | 春日井市が加入する年間契約している損害保険の証券の写し、または保障内容、保険料がわかるもの(自賠責は除く) 上記のものであれば、入札時の仕様書 期間は平成27年度に契約のもの | 建物総合損害共済事業の概要と事務取引の手引き中「1.事業の対象」他7件 | 8月7日 | 全開示 | | |
| | | | | | 建物総合損害共済委託申込承認証他1件 | | 一部開示 | 法人の印影 | 条例第7条第3号、4号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--|-----------------|
| 657 | 7月27日 | 申出 | まちづくり推進部 都市政策課 | 平成27年1月1日から6月30日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。) | 建物等異動届出書(平成27年1月1日～平成27年6月30日) | 8月7日 | 一部開示 | 届出人の住所、氏名、電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 658 | 7月28日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年度5月25日付公告の知多配水場築造工事(電気)の金入り設計書 | 平成27年度知多配水場築造工事(電気)金入り設計書 | 8月5日 | 全開示 | | |
| 659 | 7月29日 | 請求 | 総務部 公平委員会 | 平成13年度以降の索引目次に登録されている文書全部 | 平成13年度以降の索引目次に登録されている文書全部 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 660 | 7月30日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1.2014(H26)年度「全国学力・学習状況調査」に関するすべての文書(個人情報部分を除く)。 | 平成26年度全国学力・学習状況調査に関する準備のための学校基本情報の確認について(依頼)他25件 | 9月14日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成26年度全国学力・学習状況調査に係る ・実施状況(春日井市)他2件 | | 一部開示 | ・各学校の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差 ・各学校の回答結果 ・解除パスワード | 条例第7条第7号 |
| | | | | | 平成26年度全国学力・学習状況調査に係る ・調査結果概況(各学校)他7件 | | 不開示 | | 条例第7条第7号 |
| 661 | 7月30日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1. 2015.5.、6月分の市立小中学校各教職員の「労働時間等の記録」 2. 各校長から提出された、2015年6月分の「長時間労働による健康障害防止のための報告書」 | 市立小中学校各教員の「労働時間等の記録」(2015年5月、6月分) | 9月11日 | 一部開示 | 休暇の種類及び職面の理由 | 条例第7条第2号 |
| 662 | 7月30日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1. 2014(H26)年度春日井市立各小中学校において、『春日井市立小中学校特定事業主行動計画』に関する学習会等を行ったことが分かるすべての文書(例:職員会議録、学習会年間計画表等) 及び、当該学習会等において、使用された資料(ただし、右「行動計画」を除く) | 1平成27年度学校日誌(春日井市小、篠原小) 2平成27年度打合せ記録(山王小、神屋小) | 9月7日 | 一部開示 | 当該校職員の休暇の種類、婚姻情報 | 条例第7条第2号 |
| 663 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 平成13年以降に春日井市が当事者となった、訴訟、和解、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、証拠、判決文等) | 平成13年以降に春日井市が当事者となった、訴訟、和解、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、証拠、判決文等) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 664 | 7月31日 | 申出 | 総務部 総務課 | 平成12年以前に春日井市が当事者となった、訴訟、和解、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、証拠、判決文等) | 平成12年以前に春日井市が当事者となった、訴訟、和解、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、証拠、判決文等) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 665 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 春日井市情報公開・個人情報保護審査会において作成・取得された文書(異議申立人あるいは諮問実施機関から提出を受けた異議申立書、不開示理由説明書、資料、審査会が調査することによって、作成、取得された文書、審査会の議事録など)(諮問第26号について、異議申立人から提出を受けた異議申立書、資料は除く) | 春日井市情報公開・個人情報保護審査会において作成・取得された文書(異議申立人あるいは諮問実施機関から提出を受けた異議申立書、不開示理由説明書、資料、審査会が調査することによって、作成、取得された文書、審査会の議事録など)(諮問第26号について、異議申立人から提出を受けた異議申立書、資料は除く) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 666 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 春日井市情報公開・個人情報保護審査会答申(諮問第27号)において本件工場と表現されている工場についての公害指導に伴って作成、取得された文書全部 | 春日井市情報公開・個人情報保護審査会答申(諮問第27号)において本件工場と表現されている工場についての公害指導に伴って作成、取得された文書全部 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 667 | 7月31日 | 申出 | 公平委員会 | 文書件名目録あるいは、相当の資料に登録されている、公平委員会の平成12年度以前の文書で、残っているものすべて | 文書件名目録あるいは、相当の資料に登録されている、公平委員会の平成12年度以前の文書で、残っているものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 668 | 7月31日 | 請求 | 総務部 人事課 | 人事課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて | 人事課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 669 | 7月31日 | 請求 | 総務部 人事課 | 次のABの文書A人事課のLAPISのマニュアルB人事課で受けた職員等(特別職、アルバイト、非常勤等を含む、市が労働に対する対価を支払っているすべての労働者)の苦情について記録された文書で、平成24年度以降に作成、取得されたもの | 次のABの文書A人事課のLAPISのマニュアルB人事課で受けた職員等(特別職、アルバイト、非常勤等を含む、市が労働に対する対価を支払っているすべての労働者)の苦情について記録された文書で、平成24年度以降に作成、取得されたもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 670 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 環境政策課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて | 環境政策課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 671 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 環境保全課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて | 環境保全課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 672 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 平成13年度から請求日まで作成・取得された次のABCDEFの文書A公害苦情処理簿B水質汚濁防止関係法関係係C騒音・振動・悪臭関係の例規集D粉塵関係の例規集E東海ブロック騒音・振動・悪臭関係の例規集F電算処理に係る保護データ利用申請関連文書 | 平成13年度から請求日まで作成・取得された次のABCDEFの文書A公害苦情処理簿B水質汚濁防止関係法関係係C騒音・振動・悪臭関係の例規集D粉塵関係の例規集E東海ブロック騒音・振動・悪臭連絡協議会の関連文書F電算処理に係る保護データ利用申請関連文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 673 | 7月31日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 平成13年度から請求日までに作成・取得された、廃棄物処理法、あるいは、愛知県か春日井市が制定した条例の廃棄物に関する規定についての解釈・運用が記載された関係綴・例規集のような文書 | 平成13年度から請求日までに作成・取得された、廃棄物処理法、あるいは、愛知県か春日井市が制定した条例の廃棄物に関する規定についての解釈・運用が記載された関係綴・例規集のような文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 674 | 7月31日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 公園のCADデータで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 公園のCADデータで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 675 | 7月31日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 河川排水課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 河川排水課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 676 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 企画経営課 | 企画経営課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 企画経営課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 677 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 高蔵寺浄化センター | 高蔵寺浄化センター(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 高蔵寺浄化センター(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 678 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 勝西浄化センター | 勝西浄化センター(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 勝西浄化センター(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 679 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 南部浄化センター | 南部浄化センター(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 南部浄化センター(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 680 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 業務課 | 業務課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 業務課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 681 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 水道工務課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 水道工務課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 682 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 配水管理事務所 | 配水管理事務所(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 配水管理事務所(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 683 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 下水建設課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 下水建設課(平成26年度以前は従前の相当課)の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 684 | 7月31日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 平成12年以前に教育委員会が当事者となった、訴訟、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、準備書面、証拠、判決文等)で残っているもの | 平成12年以前に教育委員会が当事者となった、訴訟、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、準備書面、証拠、判決文等)で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 685 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 平成13年以降に春日井市教育委員会が当事者となった、訴訟、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、準備書面、証拠、判決文等)で残っているもの | 平成13年以降に春日井市教育委員会が当事者となった、訴訟、和解、示談の経緯から最終段階に至るまでの経緯がわかる文書(弁護士との協議、訴状、準備書面、証拠、判決文等)で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 686 | 7月31日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | H09認建春建001673の建築計画概要書 | H09認建春建001673の建築計画概要書 | 8月7日 | 全開示 | | |
| 687 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B秘書課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの平成25年度以降に稼働した情報システムマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、秘書課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B秘書課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの平成25年度以降に稼働した情報システムマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 688 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、秘書課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B秘書課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、秘書課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B秘書課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 689 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B企画政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B企画政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 690 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B企画政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、企画政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B企画政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 691 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bニュータウン創生課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bニュータウン創生課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 692 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bニュータウン創生課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、ニュータウン創生課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 693 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B広報広聴課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B広報広聴課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 694 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B広報広聴課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、広報広聴課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B広報広聴課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 695 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、総務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 696 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、総務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、総務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 697 | 7月31日 | 請求 | 総務部 人事課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B人事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データLAPISのデータは当然含まれる平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、人事課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B人事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データLAPISのデータは当然含まれる平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 698 | 7月31日 | 請求 | 総務部 人事課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、人事課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B人事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、人事課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B人事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 699 | 7月31日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民安全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民安全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 700 | 7月31日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B市民安全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民安全課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B市民安全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 701 | 7月31日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B交通対策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 702 | 7月31日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B交通対策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、交通対策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B交通対策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 703 | 7月31日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B情報システム課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B情報システム課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 704 | 7月31日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B情報システム課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、情報システム課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B情報システム課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 705 | 7月31日 | 請求 | 財政部 財政課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年7月4日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B財政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの(支出負担行為のデータは当然含まれる) | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、財政課メールアドレスで、本年7月4日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B財政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの(支出負担行為のデータは当然含まれる) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 706 | 7月31日 | 請求 | 財政部 財政課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、財政課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B財政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、財政課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B財政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 707 | 7月31日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B管財契約課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 708 | 7月31日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B管財契約課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、管財契約課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B管財契約課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 709 | 7月31日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民税課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 710 | 7月31日 | 請求 | 財政部 市民税課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民税課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B 市民税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民税課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B 市民税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 711 | 7月31日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B資産税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、資産税課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B資産税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 712 | 7月31日 | 請求 | 財政部 資産税課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、資産税課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B資産税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、資産税課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B資産税課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 713 | 7月31日 | 請求 | 財政部 収納課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B収納課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、収納課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B収納課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 714 | 7月31日 | 請求 | 財政部 収納課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、収納課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B収納課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、収納課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B収納課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 715 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民活動推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民活動推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 716 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 市民活動推進課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B市民活動推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民活動推進課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B市民活動推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 717 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B男女共同参画課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B男女共同参画課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 718 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B男女共同参画課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、男女共同参画課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B男女共同参画課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 719 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、市民課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B市民課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 720 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 市民課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B市民課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、市民課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B市民課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 721 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B文化課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B文化課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 722 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、文化課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B文化課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、文化課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B文化課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 723 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bスポーツ課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 724 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bスポーツ課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、スポーツ課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bスポーツ課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 725 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B生涯学習課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 726 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 生涯学習課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B生涯学習課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、生涯学習課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B生涯学習課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 727 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B図書館のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、図書館メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B図書館のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 728 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、図書館メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B図書館のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、図書館メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B図書館のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 729 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B健康増進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B健康増進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 730 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 健康増進課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B健康増進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、健康増進課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B健康増進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 731 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B高齢福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B高齢福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 732 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 高齢福祉課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B高齢福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、高齢福祉課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B高齢福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 733 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B介護保険課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B介護保険課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 734 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 介護保険課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B介護保険課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、介護保険課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B介護保険課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 735 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B障がい福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B障がい福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 736 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 障がい福祉課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B障がい福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、障がい福祉課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B障がい福祉課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 737 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 生活援護課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B生活援護課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B生活援護課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 738 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 生活援護課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B生活援護課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、生活援護課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B生活援護課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 739 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保険医療年金課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B保険医療年金課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保険医療年金課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B保険医療年金課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 740 | 7月31日 | 請求 | 健康福祉部 保険医療年金課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、保険医療年金課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B保険医療年金課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、保険医療年金課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 741 | 7月31日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B子ども政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B子ども政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 742 | 7月31日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B子ども政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、子ども政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B子ども政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 743 | 7月31日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B保育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B保育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 744 | 7月31日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B保育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、保育課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B保育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 745 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B環境政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B環境政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 746 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B環境政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、環境政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B環境政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 747 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B環境保全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B環境保全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 748 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B環境保全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、環境保全課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B環境保全課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 749 | 7月31日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bごみ減量推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bごみ減量推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 750 | 7月31日 | 請求 | 環境部 ごみ減量推進課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bごみ減量推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、ごみ減量推進課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bごみ減量推進課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 751 | 7月31日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B清掃事業所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B清掃事業所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 752 | 7月31日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B清掃事業所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、清掃事業所メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B清掃事業所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 753 | 7月31日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年7月4日以降受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bクリーンセンターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年7月4日以降受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。Bクリーンセンターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 754 | 7月31日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bクリーンセンターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、クリーンセンターメールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。Bクリーンセンターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 755 | 7月31日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B衛生プラントのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B衛生プラントのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 756 | 7月31日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B衛生プラントのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、衛生プラントメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B衛生プラントのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 757 | 7月31日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B経済振興課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B経済振興課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 758 | 7月31日 | 請求 | 産業部 経済振興課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B経済振興課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、経済振興課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B経済振興課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 759 | 7月31日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B企業活動支援課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B企業活動支援課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 760 | 7月31日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B企業活動支援課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、企業活動支援課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B企業活動支援課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 761 | 7月31日 | 請求 | 産業部 農政課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B農政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、農政課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B農政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 762 | 7月31日 | 請求 | 産業部 農政課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、農政課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B農政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、農政課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B農政課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 763 | 7月31日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B都市政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B都市政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 764 | 7月31日 | 請求 | まちづくり推進部 都市政策課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B都市政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、都市政策課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B都市政策課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 765 | 7月31日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B都市整備課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B都市整備課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 766 | 7月31日 | 請求 | まちづくり推進部 都市整備課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B都市整備課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、都市整備課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B都市整備課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 767 | 7月31日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B建築指導課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 768 | 7月31日 | 請求 | まちづくり推進部 建築指導課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B建築指導課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、建築指導課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B建築指導課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 769 | 7月31日 | 請求 | 建設部 道路課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B道路課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、道路課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B道路課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 770 | 7月31日 | 請求 | 建設部 道路課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、道路課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B道路課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、道路課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B道路課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 771 | 7月31日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B公園緑地課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B公園緑地課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 772 | 7月31日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B公園緑地課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、公園緑地課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B公園緑地課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 773 | 7月31日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B河川排水課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B河川排水課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 774 | 7月31日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B河川排水課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、河川排水課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B河川排水課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 775 | 7月31日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B住宅施設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B住宅施設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 776 | 7月31日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B住宅施設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、住宅施設課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B住宅施設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 777 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 栄養管理室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B栄養管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、栄養管理課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B栄養管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 778 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 栄養管理室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、栄養管理課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B栄養管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、栄養管理課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B栄養管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 779 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 医療連携室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B医療連携室のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B医療連携室のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 780 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 医療連携室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B医療連携室のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、医療連携室メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B医療連携室のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 781 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管理課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、管理課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 782 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、管理課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、管理課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B管理課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 783 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 医事課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医事課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B医事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、医事課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B医事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 784 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 医事課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、医事課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B医事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、医事課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B医事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-----------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 785 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 病院安全推進室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B病院安全推進室のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B病院安全推進室のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 786 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 病院安全推進室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B病院安全推進室のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、病院安全推進室メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B病院安全推進室のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 787 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 企画経営課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画経営課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B企画経営課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、企画経営課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B企画経営課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 788 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 企画経営課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、企画経営課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B企画経営課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、企画経営課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B企画経営課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 789 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 高蔵寺浄化センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺浄化センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B高蔵寺浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺浄化センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B高蔵寺浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 790 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 高蔵寺浄化センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、高蔵寺浄化センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B高蔵寺浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、高蔵寺浄化センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B高蔵寺浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 791 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 勝西浄化センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、勝西浄化センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B勝西浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、勝西浄化センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B勝西浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 792 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 勝西浄化センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、勝西浄化センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B勝西浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、勝西浄化センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B勝西浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 793 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 南部浄化センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、南部浄化センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B南部浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、南部浄化センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B南部浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 794 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 南部浄化センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、南部浄化センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B南部浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、南部浄化センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B南部浄化センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 795 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 業務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、業務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B業務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、業務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B業務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 796 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 業務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、業務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B業務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、業務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B業務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 797 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、水道工務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B水道工務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、水道工務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B水道工務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 798 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、水道工務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B水道工務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、水道工務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B水道工務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 799 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 配水管理事務所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、配水管理事務所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B配水管理事務所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、配水管理事務所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B配水管理事務所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 800 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 配水管理事務所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、配水管理事務所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B配水管理事務所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、配水管理事務所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 801 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、下水建設課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B下水建設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、下水建設課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B下水建設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 802 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、下水建設課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B下水建設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、下水建設課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B下水建設課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 803 | 7月31日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B会計課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B会計課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 804 | 7月31日 | 請求 | 会計管理者 会計課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B会計課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、会計課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B会計課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 805 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 消防総務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防総務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B消防総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防総務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B消防総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 806 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 消防総務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、消防総務課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B消防総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、消防総務課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B消防総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 807 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 予防課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、予防課メールアドレスで、本年7月4日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B予防課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、予防課メールアドレスで、本年7月4日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B予防課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 808 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 予防課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、予防課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B予防課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、予防課メールアドレスで、本年7月14日以降受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B予防課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 809 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 通信指令室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B通信指令室のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B通信指令室のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 810 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 通信指令室 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B通信指令室のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、通信指令室メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B通信指令室のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 811 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 消防署 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防署メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B消防署のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、消防署メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B消防署のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 812 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 消防署 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、消防署メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B消防署のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、消防署メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B消防署のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 813 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 東出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、東出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B東出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、東出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B東出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 814 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 東出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、東出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B東出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、東出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B東出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 815 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 西出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、西出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B西出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、西出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B西出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 816 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 西出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、西出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B西出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、西出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B西出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 817 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 南出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、南出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B南出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、南出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B南出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 818 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 南出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、南出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B南出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、南出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B南出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 819 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 北出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、北出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B北出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、北出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B北出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 820 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 北出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、北出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B北出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、北出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B北出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|--|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 821 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 高蔵寺出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B高蔵寺出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B高蔵寺出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 822 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 高蔵寺出張所 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B高蔵寺出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、高蔵寺出張所メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B高蔵寺出張所のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 823 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B教育総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B教育総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 824 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B教育総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、教育総務課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B教育総務課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 825 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B学校教育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B学校教育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時点で稼動しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼動した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 826 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B学校教育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校教育課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B学校教育課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|----------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 827 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化財課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B文化財課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、文化財課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B文化財課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 828 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、文化財課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B文化財課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、文化財課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B文化財課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 829 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B学校給食課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B学校給食課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 830 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 学校給食課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B学校給食課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、学校給食課メールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B学校給食課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 831 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B野外教育センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年7月4日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B野外教育センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。)請求対象課において、請求日時時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 832 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B野外教育センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、野外教育センターメールアドレスで、本年7月14日以降送受信したメールデータの本文と添付ファイルで、開示請求日時時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B野外教育センターのサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 833 | 7月31日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、議事課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B議事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、議事課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B議事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 834 | 7月31日 | 請求 | 議会事務局 議事課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、議事課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B議事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、議事課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B議事課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 835 | 7月31日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B監査課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条3号が規定する法人等と、事業を営む個人と、春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室等を対象として、監査課メールアドレスで、本年7月4日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できるもの。B監査課のサーバー内のデータで電子データとして開示できるもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。)(過日に提供下CD-Rによる写しの交付を希望します。) 請求対象課において、請求日時点で稼働しているすべての情報システムから出力できるすべての電子データ(PDF、CSV、TSV、TXT、XLS形式など)のうち、電子データとして公開できるものの電子データ平成25年度以降に稼働した情報システムのマニュアルで電子データとして開示できるもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 836 | 7月31日 | 請求 | 監査事務局 監査課 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、監査課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B監査課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 次のABの電子データ。A国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人と、春日井市情報公開条例第7条第3号が規定する法人等と、事業を営む個人と春日井市立の学校・保育園と、春日井市の課室を対象として、監査課メールアドレスで、本年7月14日以降送信したメールアドレスの本文と添付ファイルで、開示請求日時点で存在し、電子データとして開示できないもの。B監査課のサーバー内のデータで電子データとして開示できないもの。(Bについては、更新のタイムスタンプが平成26年3月31日以前の日付のファイルに限る。) 請求日対象課の平成13年度以降の文書件名目録に登録されている文書件名において、「捜査」「事故」「違反」「課長会議」「安全」「労働」「災害」「弁護士」という文句が含まれている文書の関連文書 請求対象課(平成26年度以前は従前の相当課)の国が主催する会議の復命書(会議等で配布された資料を含む)で請求日時点で存在するものすべて 平成27年4月1日時点で請求対象課の職員等すべて(特別職と、一般職の他、非常勤職員、再任職員、臨時職員(アルバイト)・各種委員等を含む、以下職員等すべてと記載する)に任用されていた職員等すべてが、平成27年3月31日時点で相当職に任用されていた職員等すべてから受けた事務引継書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 837 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 秘書課 | 平成13年度以降の次のABの文書A秘書課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、秘書課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A秘書課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、秘書課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 838 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 企画政策課 | 平成13年度以降の次のABの文書A企画政策課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、企画政策課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A企画政策課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、企画政策課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 839 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 ニュータウン創生課 | 平成13年度以降の次のABの文書Aニュータウン創生課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、ニュータウン創生課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書Aニュータウン創生課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、ニュータウン創生課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 840 | 7月31日 | 請求 | 企画政策部 広報広聴課 | 平成13年度以降の次のABの文書A広報広聴課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、広報広聴課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A広報広聴課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、広報広聴課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 841 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 平成13年度以降の次のABの文書A総務課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、総務課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A総務課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、総務課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 842 | 7月31日 | 請求 | 総務部 人事課 | 平成13年度以降の次のABの文書A人事課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、人事課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A人事課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、人事課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 843 | 7月31日 | 請求 | 総務部 市民安全課 | 平成13年度以降の次のABの文書A市民安全課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、市民安全課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A市民安全課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、市民安全課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 844 | 7月31日 | 請求 | 総務部 交通対策課 | 平成13年度以降の次のABの文書A交通対策課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、交通対策課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A交通対策課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、交通対策課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 845 | 7月31日 | 請求 | 総務部 情報システム課 | 平成13年度以降の次のABの文書A情報システム課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、情報システム課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 平成13年度以降の次のABの文書A情報システム課が所管している審査会・審議会の議事録とそこで議題となった議案についての関連資料B行政不服審査法に基づく異議申立て・審査請求を、情報システム課が担当した場合の関連文書 平成13年度以降に作製・取得された請求対象課が管轄の要領・要綱すべて | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|---------------------|---|---|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 937 | 7月31日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 旧日本軍と春日井市の関わりを示す文書で残っているもの | 旧日本軍と春日井市の関わりを示す文書で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 938 | 7月31日 | 申出 | 総務部 総務課 | 平成12年以前に作成・取得された実施機関のすべての要綱・要領で残っているもの | 平成12年以前に作成・取得された実施機関のすべての要綱・要領で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 939 | 7月31日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | 平成12年以前に作成・取得された実施機関のすべての要綱・要領で残っているもの | 平成12年以前に作成・取得された実施機関のすべての要綱・要領で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 940 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 文化課 | 味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、青年の家の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 味美ふれあいセンター、高蔵寺ふれあいセンター、南部ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、中央公民館、知多公民館、鷹来公民館、坂下公民館、青年の家の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 941 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 市民活動支援センター | 市民活動支援センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 市民活動支援センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 942 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 坂下出張所 | 坂下出張所の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 坂下出張所の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 943 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 東部市民センター | 東部市民センターの建物全体各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 東部市民センターの建物全体各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 944 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 道風記念館 | 道風記念館の建物全体各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 道風記念館の建物全体各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 945 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 スポーツ課 | 鷹来にある体育館と温水プール(サンロック)と落合公園に新設された第2体育館の建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機械の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 鷹来にある体育館と温水プール(サンロック)と落合公園に新設された第2体育館の建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機械の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 946 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 野外教育センター | 野外教育センターのある公所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 野外教育センターのある公所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 947 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 文化財課 | 文化財課のある公所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 文化財課のある公所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 948 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 学校教育課のある公所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 学校教育課のある公所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 949 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | すべての小学校38校と全ての中学校15校の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | すべての小学校38校と全ての中学校15校の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 950 | 7月31日 | 請求 | 市民生活部 男女共同参画課 | レディヤンの建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | レディヤンの建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 951 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 春日井市役所と市民文化会館の建物全体と各階の配置(駐車場を含む)と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 春日井市役所と市民文化会館の建物全体と各階の配置(駐車場を含む)と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 952 | 7月31日 | 請求 | 消防本部 消防総務課 | 消防署、東出張所、西出張所、南出張所、北出張所、高蔵寺出張所、の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 消防署、東出張所、西出張所、南出張所、北出張所、高蔵寺出張所、の建物全体と各階の配置と敷地平面図(電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 953 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 配水管理事務所 | 配水管理事務所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 配水管理事務所の建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------------|--|--|--------------|----------|--------------|-----------------|
| 954 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 高蔵寺浄化センター | 高蔵寺浄化センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 高蔵寺浄化センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 955 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 南部浄化センター | 南部浄化センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 南部浄化センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 956 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部 勝西浄化センター | 勝西浄化センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 勝西浄化センターの建物全体と各階の配置と敷地平面図(水処理、電気、機会の状況のわかる図面を含む)の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 957 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 市民病院の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 市民病院の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 958 | 7月31日 | 請求 | 建設部 潮見坂平和公園 管理事務所 | 潮見坂平和公園と潮見坂平和公園管理事務所の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 潮見坂平和公園と潮見坂平和公園管理事務所の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 959 | 7月31日 | 請求 | 環境部 衛生プラント | 衛生プラントの建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 衛生プラントの建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 960 | 7月31日 | 請求 | 環境部 クリーンセンター | クリーンセンターの建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | クリーンセンターの建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 961 | 7月31日 | 請求 | 環境部 清掃事業所 | 清掃事業所の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 清掃事業所の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 962 | 7月31日 | 請求 | 青少年子ども部 保育課 | 全部の保育園29園の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 全部の保育園29園の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 963 | 7月31日 | 請求 | 青少年子ども部 子ども政策課 | 子育て子育て総合支援館、交通児童遊園の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 子育て子育て総合支援館、交通児童遊園の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 964 | 7月31日 | 請求 | 文化スポーツ部 図書館 | 図書館の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 図書館の建物全体と各階の配置と敷地平面図の最も詳しいCADデータの電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 965 | 7月31日 | 請求 | 市民病院 管理課 | 春日井市民病院の全ての備品台帳と、その備品台帳に記載されている医療機器のすべての説明書 | 春日井市民病院の全ての備品台帳と、その備品台帳に記載されている医療機器のすべての説明書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 966 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 情報公開請求に伴って平成27年7月30日に発出した処分に関連して、実施機関が作成した文書(総量調査等) | 情報公開請求に伴って平成27年7月30日に発出した処分に関連して、実施機関が作成した文書(総量調査等) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 967 | 7月31日 | 請求 | 総務部 総務課 | 情報公開請求に伴って平成27年7月30日に発出した処分に関連して、実施機関が作成した文書(総量調査等)の電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 情報公開請求に伴って平成27年7月30日に発出した処分に関連して、実施機関が作成した文書(総量調査等)の電子データで電子データで開示できるもの(過日に提供したCD-Rによる写しの交付をお願いします。) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 968 | 7月31日 | 申出 | 産業部 農政課 | 市議員が保全したという、亜炭鉱関係の資料で残っているもの | 市議員が保全したという、亜炭鉱関係の資料で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 969 | 7月31日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 環境保全課の平成24年度以降の次のABの文書A立入検査記録簿(春日井市が測定して基準超過もしくは、そのおそれが見られた水質汚濁防止法特定事業場のもの)B春日井市が立ち入りを行った事業場の立入検査記録簿(大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設) | 環境保全課の平成24年度以降の次のABの文書A立入検査記録簿(春日井市が測定して基準超過もしくは、そのおそれが見られた水質汚濁防止法特定事業場のもの)B春日井市が立ち入りを行った事業場の立入検査記録簿(大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく粉じん発生施設) | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 970 | 7月31日 | 請求 | 総務部 人事課 | 平成13年度以降に、任命権者を春日井市水道事業春日井市長伊藤太として行った、あるいは行おうとして、懲戒審査、分限審査を担当した委員会の議事録 | 平成13年度以降に、任命権者を春日井市水道事業春日井市長伊藤太として行った、あるいは行おうとして、懲戒審査、分限審査を担当した委員会の議事録 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|--------------|---|--|--------------|----------|-------------------------|-----------------|
| 971 | 7月31日 | 請求 | 総務部人事課 | 平成24年度以降の懲戒審査、分限審査を担当する委員会の議事録 | 平成24年度以降の懲戒審査、分限審査を担当する委員会の議事録 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 972 | 7月31日 | 請求 | 総務部人事課 | 平成13年度以降で、任命権者が春日井市水道事業春日井市長伊藤太としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 平成13年度以降で、任命権者が春日井市水道事業春日井市長伊藤太としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 973 | 7月31日 | 請求 | 総務部人事課 | 平成24年度以降で、任命権者が春日井市長としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 平成24年度以降で、任命権者が春日井市長としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 974 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会教育総務課 | 平成24年度以降で、任命権者が教育委員会としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 平成24年度以降で、任命権者が教育委員会としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 975 | 7月31日 | 請求 | 教育委員会教育総務課 | 平成24年度以降の懲戒審査、分限審査等を担当する委員会の議事録 | 平成24年度以降の懲戒審査、分限審査等を担当する委員会の議事録 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 976 | 7月31日 | 請求 | 議会事務局議事課 | 平成13年度以降で、任命権者が議長としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 平成13年度以降で、任命権者が議長としてなされた処分(地方公務員法に基づく(分限・懲戒)処分)の他、訓告、注意等を含む)に関する文書 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 977 | 7月31日 | 請求 | 議会事務局議事課 | 平成13年度以降の懲戒審査、分限審査を担当する委員会の議事録 | 平成13年度以降の懲戒審査、分限審査を担当する委員会の議事録 | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 978 | 7月31日 | 請求 | 上下水道部業務課 | 業務課の年間の事業場立ち入り計画で残っているもの | 業務課の年間の事業場立ち入り計画で残っているもの | 8月28日 | 不開示 | | 憲法第12条、民法第1条第3項 |
| 979 | 8月3日 | 請求 | 上下水道部水道工務課 | 上水道送水管布設工事(高森台) 知多配水場築造工事(機械) 小学校入水槽緊急遮断弁設置工事(その1) 小学校入水槽緊急遮断弁設置工事(その2) 以上4件の金入り設計書 | 次の4件の金入り設計書 ①上水道配水管布設工事(高森台)他3件 | 8月17日 | 全開示 | | |
| 980 | 8月6日 | 請求 | 教育委員会教育総務課 | 件名 小中学校全児童印刷機借り上げ料 執行日 平成27年7月30日 入札結果調書 入札執行に関する元仕様書 落札業者の仕様書 上記開示請求を致します | 平成27年7月16日及び平成27年7月30日執行の小中学校全自動印刷機借上料に係る入札調書、入札執行に関する仕様書 | 8月20日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年7月30日執行の小中学校全自動印刷機借上料に係る落札業者の仕様書 | | 一部開示 | 法人の印及び代表者印の印影 | 条例第7条第3号、4号 |
| 981 | 8月7日 | 申出 | 産業部経済振興課 | 勝川駅前地下駐車場及び勝川駅南口立体駐車場選定指定管理者(勝川開発(株)平成22年度(公募)時の申請者(管理業務計画書) | 勝川駅前地下駐車場管理業務計画書及び勝川駅南口立体駐車場管理業務計画書 | 8月20日 | 一部開示 | 個人の氏名、職名、生年月日、顔写真、修了書番号 | 条例第7条第2号 |
| 982 | 8月18日 | 請求 | 上下水道部下水建設課 | H27公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第2工区〕管渠築造工事 表紙から代価表まで 上記工事の金額の入った設計書CD-ROMで希望 | 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第2工区〕管渠築造工事 上記工事の金額の入った設計書(表紙から代価表まで) | 9月1日 | 全開示 | | |
| 983 | 8月18日 | 申出 | 上下水道部水道工務課 | 桃山配水場外2施設監視制御設備等実施設計業務委託(H26) 知多水源施設整備実施設計業務委託(H26) 県水受水ポンプ場設備更新基本設計業務委託(H26) 金入り設計書CD ROM交付希望 | ①桃山配水場外2施設監視制御設備等実施設計業務委託(H26) 金入り設計書他2件 | 8月28日 | 全開示 | | |
| 984 | 8月18日 | 申出 | 上下水道部下水建設課 | 公共下水道高蔵寺処理区出川地区実施設計業務委託(H27) 金入り設計書(特記仕様書、図面は除く) 紙で交付希望 | 公共下水道高蔵寺処理区出川地区実施設計業務委託(H27) 金入り設計書(特記仕様書、図面は除く) | 9月1日 | 全開示 | | |
| 985 | 8月18日 | 申出 | 上下水道部配水管理事務所 | 知多連絡ハルブ室更新実施設計業務委託(H26) 金入り設計書 紙で交付希望 | 知多連絡ハルブ室更新実施設計業務委託(H26) 金入り設計書 紙で交付希望 | 8月31日 | 全開示 | | |
| 986 | 8月18日 | 申出 | 上下水道部企画経営課 | 小学校応急給水設備実施設計業務委託(H26) 金入り設計書 紙で交付希望 | 小学校応急給水設備実施設計業務委託(H26)金入り設計書 | 8月28日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|---|--|--------------|---------------|--------------|----------------|
| 987 | 8月21日 | 申出 | まちづくり推進部 都市整備課 | 「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づき春日井市が認可した『土地区画整理事業』(特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成23年1月1日から平成26年12月31日までに換地処分がなされた事業についての、土地区画整理法施行規則第5条、第12条などで法定されている下記の1.から4.の図面、及び5.の対照表。 1.施行地区位置図(案内図的な簡易な図面、または都市計画図の該当区域をA3程度でコピーしていただいた図面で構いません。) 2.施行地区区域図(従前の土地図と同じ内容の図面の場合には不要です。) 3.換地図その1(従前の土地図) 4.換地図その2(換地処分後の土地図) 5.新旧(旧新)地番対照表 | 「都市計画法」及び「土地区画整理法」に基づき春日井市が認可した『土地区画整理事業』(特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む)で、平成23年1月1日から平成26年12月31日までに換地処分がなされた事業についての、対照表。 | 9月4日 | 全開示 | | |
| 988 | 8月25日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 請求する文書:金入り設計書(特記、図面、数量計算書は除く) 発注工事名:①知多配水場築造工事(機械) 開札日:①平成27年6月26日 入札方式:一般競争入札 工種区分:機械器具設置工事 | 金入り設計書(特記、図面、数量計算書は除く) ①知多配水場築造工事(機械) | 9月7日 | 全開示 | | |
| 989 | 8月25日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 工事名 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第3工区〕管渠築造工事 ※ 図面以外のすべての資料(金入り設計書及び数量計算書) 上記CD-ROMで希望 上記金額の入った設計書 | 公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第3工区〕管渠築造工事 上記の金額の入った設計書(図面以外のすべての資料) | 9月8日 | 全開示 | | |
| 990 | 8月25日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 工事名 細木公園雨水調整池築造工事 ※ 図面以外のすべての資料(金入り設計書及び数量計算書) 上記CD-ROMで希望 上記金額の入った設計書 | 細木公園雨水調整池築造に係る金入り設計書及び数量計算書 | 9月1日 | 全開示 | | |
| 991 | 8月25日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 春日井市立小中学校 件名事務用機器 平成22年-27年5年間に入札執行及び見積徴収にて調達に関わる元仕様書 商品名 品番 数量 単価額 金額 落札業者名 落札者の商品名 品番 数量 単価額 金額 入札結果調書 不調の場合の入札結果調書 最低価額提示業者名 仕様書 商品名 品番 数量 単価額 金額の分かる明細書の開示請求を致します | 平成22年-27年 6年間に入札執行及び見積徴収にて調達された春日井市立小中学校 事務用機器に関わる入札結果調書(平成22年については不存在のため入札執行調書に代える)、仕様書(商品名、品番、数量、単価、金額)、契約に係る仕様書(商品名、品番、数量、単価、金額)、不調の場合の入札結果調書及び仕様書(商品名、品番、数量、単価、金額) | 9月7日 | 全開示 | | |
| | | | | 平成24年見積徴収にて調達された事務用機器に関わる契約に係る請書 | 一部開示 | | 法人の印及び代表者印の印影 | 条例第7条第3号、4号 | |
| 992 | 8月27日 | 請求 | 上下水道部 下水建設課 | 平成27年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第6工区〕管渠築造工事金入り設計書 | 平成27年度公共下水道高蔵寺処理区出川地区〔第6工区〕管渠築造工事 金入り設計書(電子媒体での交付希望) | 9月10日 | 全開示 | | |
| 993 | 8月28日 | 請求 | 建設部 河川排水課 | 工事名 南下原排水路整備工事 金入り設計書及び数量計算書 上記 CD-ROMで希望 上記工事の金額の入った設計書 | 南下原配水整備工事にかかる金入り設計書、数量計算書 | 9月7日 | 全開示 | | |
| 994 | 9月3日 | 請求 | 産業部 企業活動支援課 | 平成27年4月23日付で締結した合意書 | 平成27年4月23日付で締結した合意書 | 10月19日 | 一部開示 | 団体・法人の印影 | 条例第7条第3号、4号 |
| 995 | 9月7日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 設計図書一式以下のもの 平成27年度白山小学校外14校普通教室空調機設置工事実施設計業務委託 平成27年度勝川小学校外12校普通教室空調機設置工事実施設計業務委託 設計書の鏡は紙CDROMで希望 | 白山小学校外14校普通教室空調機設置工事実施設計業務委託 平成27年度勝川小学校外12校普通教室空調機設置工事実施設計業務委託 設計書他1件 | 9月17日 | 全開示 | | |
| 996 | 9月7日 | 請求 | 財政部 管財契約課 | 予定価格の設定の根拠資料 最低価格の設定の根拠資料 | 予定価格作成データ | 9月24日 | 一部開示 | 予定価格設定率 | 条例第7条第7号 |
| | | | | | 最低制限価格の設定について 最低制限価格設定基準 | | 全開示 | | |
| 997 | 9月7日 | 申出 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年4月1日契約の知多配水場築造工事(土木・建築)に伴います金入設計書CD-R希望 | 平成27年4月1日契約の知多配水場築造工事(土木・建築)に伴います金入設計書 | 9月24日 | 全開示 | | |
| 998 | 9月2日 | 申出 | 産業部 経済振興課 | 指定管理者制度対象施設「勝川駅前地下駐車場」及び「勝川駅前南口立体駐車場」管理における平成24年度～26年度決算報告書 | 指定管理制度対象施設「勝川駅前地下駐車場」及び「勝川駅前南口立体駐車場」管理における平成24年度～26年度決算報告書 | 9月16日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|--|--------------|--------------|------------------------------|----------------|
| 999 | 9月14日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書H19確認建西評名05184号 | H19確認建西評名05184号の建築計画概要書 | 9月28日 | 全開示 | | |
| 1000 | 9月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | JR勝川駅北側駅前広場にある看板「ここは公共施設につき、物品の販売は禁止しています」の設置経緯を示す書類。および、該場所における物品販売への意見・質問・苦情の内容。および、回答と対策内容が分かる書面 | JR勝川駅北側駅前広場にある看板「ここは公共施設につき、物品の販売は禁止しています」の設置経緯を示す書類。および、該場所における物品販売への意見・質問・苦情の内容。および、回答と対策内容が分かる書面 | 9月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 1001 | 9月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | JR神領駅南口にある看板「ここは公共施設につき、物品の販売は禁止しています」の設置経緯を示す書類。および、該場所における物品販売への意見・質問・苦情の内容。および、回答と対策内容が分かる書面 | JR神領駅南口にある看板「ここは公共施設につき、物品の販売は禁止しています」の設置経緯を示す書類。および、該場所における物品販売への意見・質問・苦情の内容。および、回答と対策内容が分かる書面 | 9月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 1002 | 9月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | JR高蔵寺駅にある春日井市による禁止表示の設置経緯、時期を示す書類 (1)「この場所での販売行為、ビラ配布、楽器演奏等通行の支障となる行為は法律で禁止されています」(アスティ高蔵寺入り口、春日井市東部観光あんない図隣) (2)「ここでの販売行為等は禁止されています」(マツモトキヨシ前) (3)「ここは公共施設につき、物品の販売は禁止しています」(南口ロータリー・ホスト隣) | JR高蔵寺駅にある春日井市による禁止表示の設置経緯、時期を示す書類 (1)「この場所での販売行為、ビラ配布、楽器演奏等通行の支障となる行為は法律で禁止されています」(アスティ高蔵寺入り口、春日井市東部観光あんない図隣) (2)「ここでの販売行為等は禁止されています」(マツモトキヨシ前) (3)「ここは公共施設につき、物品の販売は禁止しています」(南口ロータリー・ホスト隣) | 9月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 1003 | 9月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | JR高蔵寺駅構内(地下道、南口ロータリー)での物品販売に関する市民からの意見・質問・苦情の内容。および、回答と対策状況が分かる書面 | JR高蔵寺駅構内(地下道、南口ロータリー)での物品販売に関する市民からの意見・質問・苦情の内容。および、回答と対策状況が分かる書面 | 9月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 1004 | 9月15日 | 請求 | 建設部 道路課 | 春日井市内JR各駅に現れる弁当販売業者に対する意見・質問に対して、春日井市建設部道路課が「私ども道路管理者として、再三の注意をしていますが、なかなか改善されていません。春日井警察署にも相談をし、取締りの協力をいただいで指導しました。」といった趣旨の回答を行った経緯が分かる文書 | 春日井市内JR各駅に現れる弁当販売業者に対する意見・質問に対して、春日井市建設部道路課が「私ども道路管理者として、再三の注意をしていますが、なかなか改善されていません。春日井警察署にも相談をし、取締りの協力をいただいで指導しました。」といった趣旨の回答を行った経緯が分かる文書 | 9月29日 | 不開示 (不存在) | | 不存在 |
| 1005 | 9月16日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 平成27年度公害状況調査報告書No.66 | 平成27年度公害状況調査報告書No.66 | 9月30日 | 一部開示 | 住所、氏名、連絡先、発生源の所在地、法人名称、代表者氏名 | 条例第7条第2号、3号 |
| 1006 | 9月16日 | 請求 | 建設部 道路課 | 工事名平成27年度 市道4170号線道路整備工事 ※ 図面以外のすべての資料(金入り設計書及び数量計算書) 「 上記 CD-ROMで希望 上記金額の入った設計書」 | 平成27年度市道4170号線道路整備工事に係る金入り設計書 | 9月24日 | 全開示 | | |
| 1007 | 9月18日 | 申出 | 市民生活部 市民活動推進課 | 春日井市自治会活動保険 についての下記文書 ○平成27年度契約時の仕様書 ○平成27年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ○平成27年度契約の保険証券および特約・明細書(保険約款不要) ○平成24、25、26、年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額) | 春日井市自治会活動保険仕様書他3件 | 10月1日 | 全開示 | | |
| 1008 | 9月18日 | 請求 | 建設部 道路課 | H26年度市道4466号線カーブミラー交差記録平成26年5月15日以後の分 駐車場入口のU字構破損に関する交差記録 | H26年度市道4466号線カーブミラー交差記録他1件 | 10月2日 | 一部開示 | 個人の氏名及び肩書き | 条例第7条第2号 |
| 1009 | 9月24日 | 申出 | 建設部 道路課 | 「長塚橋外2橋耐震補強及び橋りょう補修実施設計」(平成27年9月15日入札) 特記仕様書、図面 | 「長塚橋外2橋耐震補強及び橋りょう補修実施設計業務委託」(平成27年9月15日入札) 特記仕様書及び図面一式 | 9月29日 | 全開示 | | |
| 1010 | 9月28日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 学習デスク椅子について平成25年度26年度の木の香る学校作り推進事業に関わる交付金について1台にいくらか分かる文書 | 平成25,26年度木の香る学校づくり推進事業実績書 | 10月9日 | 全開示 | | |
| 1011 | 9月28日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 春日井市小中学校学習デスク椅子購入の直近の入札執行 あいち認証材使用の交付金付きの物件平成27年8月4日執行 あいち認証材使用の交付金無しの物件平成26年度中入札執行 落札業者名 品名 品番 数量 単価 金額の分かる書類の開示 請求をいたします | ・平成27年8月4日入札執行 学習机(あいち認証材使用)等仕様書他1件 | 10月9日 | 全開示 | | |
| 1012 | 9月30日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年度東山配水場送水管二重化工事 上水道配水管布設替工事(王子町外1町) 以上2件の金入り設計書 | 平成27年度 ①東山配水場送水管二重化工事に係る金入り設計書他1件 | 10月5日 | 全開示 | | |
| 1013 | 10月6日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 平成27年度 上水道配水管布設工事(高森台外1町)紙へース | 平成27年度 上水道配水管布設工事(高森台外1町) | 10月20日 | 全開示 | | |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|--------|----|----------------|--|---|--------------|--------------|--------------------------|----------------|
| 1014 | 10月8日 | 申出 | 教育委員会 教育総務課 | H27年度 柏原小学校外1校空調機設置工事(機械) 上記工事の金入り設計書 但し、代価は最下層まで、経費明細を含む。 | 平成27年度柏原小学校外1校空調機設置工事(機械)に係る設計書(金入り) | 10月28日 | 全開示 | | |
| 1015 | 10月19日 | 請求 | 建設部 道路課 | 27春道990号平成27年10月2日付の起案文書の表紙 | 27春道990号平成27年10月2日付の起案文書の表紙 | 11月2日 | 一部開示 | 個人の氏名 | 条例第7条第2号 |
| 1016 | 10月27日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 公共下水道南部浄化センター沈砂池電気設備工事 金入り設計書のうち、工事内訳書、明細書 | 公共下水道南部浄化センター沈砂池電気設備工事 金入り設計書のうち、工事内訳書、明細書 | 11月10日 | 全開示 | | |
| 1017 | 10月28日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 件名 学習机 椅子(あいち認証材使用)等 春日井市小中学校 入札執行平成26年25年 仕様書 品名 品番 数量 単価 の分かる書類 件名 学習机 椅子等 春日井市小中学校入札執行日平成25年 非認証 材学習机 椅子仕様書 品名 品番 数量 単価の分かる書類の 開示請求を致します。 | 平成25年度学習机(あいち認証材使用)等仕様書他1件 | 11月6日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成25年度学習机(非認証材使用)等仕様書 | | 不開示 (不存在) | 不存在 | |
| 1018 | 11月9日 | 請求 | 建設部 道路課 | H25及びH26・H27年度市道4466号カーブミラー交渉記録5月16日以後の分 | H25及びH26・H27年度市道4466号カーブミラー交渉記録5月16日以後の分 | 11月24日 | 一部開示 | 個人の氏名、職名 | 条例第7条第2号 |
| 1019 | 11月12日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 工事名H27 上水道配水管布設替工事(味美町) * 図面以外のすべての資料(金入り設計書及び数量計算書 上記CD-ROMで希望 上記金額の入った設計書 | 平成27年度金入り設計書 上水道配水管布設替工事(味美町) | 11月24日 | 全開示 | | |
| 1020 | 11月18日 | 請求 | 建設部 住宅施設課 | 平成27年度 味美小学校外1校空調機設置工事(機械)紙ベース | 味美小学校外1校空調機設置工事(機械)設計書 | 12月2日 | 全開示 | | |
| 1021 | 11月19日 | 請求 | 建設部 道路課 | 平成27年度市道5127号線外1路線道路整備工事 金入り設計書 | 平成27年度市道5127号線外1路線道路整備工事に係る金入り設計書 | 11月26日 | 全開示 | | |
| 1022 | 11月20日 | 請求 | 教育委員会 教育総務課 | 平成24年12月18日入札執行春日井市小中学校の学習デスク、イス 落札業者の仕様書及び品名、品番、数量、単価、金額の明細の分かる 書類の開示請求を致します | 平成24年度学習机等(小学校)仕様書他1件 | 12月4日 | 全開示 | | |
| 1023 | 11月20日 | 請求 | 上下水道部 水道工務課 | 「275035 上水道配水管布設替工事(味美町)」 「275003 上水道配水管布設替工事(町屋町外1町)」 「275019 上水道配水管布設替工事(高森台外1町)」 「275023 東山配水場送水管二重化工事」 上記4本の内訳・明細・代価表含む金入り設計書の開示を請求いたします。 | ①上水道配水管布設工事(味美町)に係る金入り設計書他3件 | 12月4日 | 全開示 | | |
| 1024 | 11月20日 | 申出 | 建設部 道路課 | 春日井市が平成27年度公共工事で使用する設計単価表(愛知県の 単価表ではなく、春日井市の独自調査単価)の資料(土木・草刈り 処分費含む)一式。最新のものを。CD-ROMで希望。 | 平成27年度公共工事で使用する設計単価表 (春日井市独自調査単価)資料一式 ※土木・草刈りの処分費含む | 12月3日 | 全開示 | | |
| 1025 | 11月20日 | 申出 | 上下水道部 下水建設課 | 春日井市が平成27年度公共工事で使用する設計単価表(愛知県の 設計単価表ではなく、春日井市の独自調査単価)の資料(下水の 処分日含む)一式。最新のものを。CD-ROMで希望。 | 平成27年度4月下水見積 | 12月3日 | 全開示 | | |
| 1026 | 11月25日 | 申出 | 産業部 経済振興課 | 平成27年 「勝川駅前地下駐車場等指定管理者選定における評価点内訳」 | 勝川駅前地下駐車場等指定管理者選定審査基準(評価点内訳) | 12月8日 | 一部開示 | 法人名 | 条例第7条第3号 |
| 1027 | 11月26日 | 請求 | 建設部 公園緑地課 | 平成27年度 工事名 水林公園外6公園公園施設改修工事 金入り設計書 上記CD-ROMで希望 上記工事の金額の入った設計書 | 金入り設計書 平成27年度水林公園外6公園公園施設改修工事 | 12月4日 | 全開示 | | |
| 1028 | 11月26日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1.2015(H27)年度「全国学力・学習状況調査」の別紙(=2014年度分) 該当ページ。 | 平成27年全国学力・学習状況調査に係る ・回答結果集計[学校質問紙](小学校調査)外2件 | 12月10日 | 全開示 | | |
| | | | | | 平成27年度全国学力・学習状況調査に係る ・実施概況[算数A:主として知識](小学校調査)他1件 | | 一部開示 | 各学校の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差 | 条例第7条第7号 |

| 整理番号 | 受付日 | 区分 | 担当課等 | 公文書の名称その他公文書を特定するに足る事項(請求の内容) | 公文書の名称 | 開示決定等の通知をした日 | 開示決定等の内容 | 開示しないこととした部分 | 開示しないこととした根拠規定 |
|------|-------|----|-------------------|--|---|--------------|--------------|---|----------------|
| 1046 | 1月18日 | 申出 | 総務部 総務課 | ①春日井市への物流業務事業進出の為の施設の立地に必要な行政相談記録と、これに付随して都市計画法その他で春日井市が対応した内容の根拠に関する今年度の記録の全部。 ②①の経緯の中で記録の取り方についての要望とこれに付随する記録の全部 ③春日井市が受けた都市計画法34条に関する行政相談記録の全部。(但し①の部分を除くが、事務処理権が移る前や愛知県への問い合わせ記録は含む) ④春日井市開発審査会という第三者機関の独立について春日井市職員への啓蒙啓発の記録の全部。 ⑤春日井市は情報公開請求権を市民だけに与え、何人にも与える事を拒む事について春日井市がその是非を検討した記録の全部。 ⑥春日井市は情報公開請求書をFAXや個人アドレスから登録をせず直接メールで送付する事を拒んでいるが、その合理性についての検討記録の全部。 | | 2月23日 | 申出拒否 | | 申出拒否 |
| 1047 | 2月24日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書 H07認建春建0748号 | 建築計画概要書 H07認建春建0748号 | 3月2日 | 全開示 | | |
| 1048 | 2月24日 | 申出 | まちづくり推進部 都市政策課 | 平成27年7月1日から平成27年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分はありません。) | 建物等異動届出書(27春都政第200号,201号) 住居表示台帳(浅山4丁目4街区,東山町1丁目12街区,東山町2丁目7街区,東山町4丁目8街区)街区符号・住居番号変更等通知書(27春都政200号,201号) | 3月7日 | 全開示 | | |
| | | | | | 建物等異動届出書(27春都政第181号,270号,302号,318号) 街区符号・住居番号変更等通知書(27春都政第181号,270号,302号,318号) | | 一部開示 | 届出人の住所,氏名,電話番号 | 条例第7条第2号 |
| 1049 | 2月26日 | 申出 | まちづくり推進部 建築指導課 | 建築計画概要書H06認建春建0218号 | 建築計画概要書H06認建春建0218号 | 3月22日 | 取下げ | | |
| 1050 | 2月26日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1.春日井市教職員研修委員会「管理職研修(校長研修)部会」に関する2015(H27)年度の文書。(別紙参照=「活動計画書」「実績報告書」) 2. 2015(H27)年度の右校長研修部会の研究報告等。 3.2015年度春日井市教職員研修委員会校長研修部会の中に設置された法制委員会に関する開催案内等すべての文書。ただし、旅行命令書を除く。 4南城中学校長が作成した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」(2015.10月、11月、12月分) | 1.平成27年度春日井市教職員研修委員会活動計画書他2件 | 4月8日 | 全開示 | | |
| | | | | | 長時間労働による健康障害防止のための報告書(南城中学校長が作成した平成27年10月、11月、12月分) | 4月8日 | 一部開示 | 当該職員の年齢、当該職員の症状に関する情報、当該職員の心情及び意向に関する情報、当該職員の勤務状況に関する情報 | 条例第7条第2号、第7号 |
| 1051 | 3月2日 | 請求 | 教育委員会 学校教育課 | 1.春日井市立小中学校の内の15校(味美小,勝川小,篠木小,牛山小,小野小,神屋小,北城小,東高森台小,押沢小,出川小,中部中,坂下中,藤山台中鷹来中,高森台中)の全教員について,2014年4月～2016年1月までの月別の時間外労働時間。(除く在校時間記録シート) 2.春日井市立の全小・中学校における日常の割り振り変更を行うに至った時間外に行われた職務の内容と日時,それにかかわった教員名,及び,当該の時間外の職務に対する割り振り変更実施の有無と実施した場合に日時のわかる資料。 | 1.春日井市立小中学校の内の15校(味美小,勝川小,篠木小,牛山小,小野小,神屋小,北城小,東高森台小,押沢小,出川小,中部中,坂下中,藤山台中鷹来中,高森台中)の全教員について,2014年4月～2016年1月までの月別の時間外労働時間。(除く在校時間記録シート) 他1件 | 3月16日 | 不開示 (不存在) | | |
| 1052 | 3月24日 | 申出 | 消防本部 予防課 | 危険物貯蔵タンクを有する危険物施設の事業者名、所在地、製造所等の別、危険物(第4類)貯蔵品名及び数量ただし、自衛隊設備、個人宅設備は除く | 危険物貯蔵タンクを有する危険物施設の事業社名、所在地、製造所の別、危険物(第4類)貯蔵品名及び数量。ただし、自衛隊設備、個人設備は除く。 | 4月6日 | 全開示 | | |
| 1053 | 3月24日 | 請求 | 環境部 環境保全課 | 平成28年3月1日に苦情の申立てをした公害苦情調査報告書(パンフレット、ホームページ資料を除く) | 公害状況調査報告書(平成28年3月1日受付分、パンフレット、ホームページ資料、地図を除く) | 4月5日 | 一部開示 | 住所、氏名、連絡先 | 条例第7条第2号 |

資料3 平成27年度会議公開実施状況一覧表

| 附属機関等名 | 担当課 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 傍聴人数 |
|-------------------------|------------|----------|--------|------|-----|------|
| | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 表彰審査委員会 | 秘書課 | 非公開 | | | 1 | — |
| 総合計画審議会 | 企画政策課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 開発事業紛争調停委員会 | 総務課 | 非公開 | | | 1 | — |
| 情報公開・個人情報保護審査会 | 総務課 | 非公開 | | | 9 | — |
| 特別職報酬等審議会 | 人事課 | 公開 | 2 | | | 2 |
| 防災会議 | 市民安全課 | 公開 | 1 | | | 2 |
| 国民保護協議会 | 市民安全課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 新型インフルエンザ等対策連絡調整会議 | 市民安全課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 自転車等駐車対策協議会 | 交通対策課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 地域公共交通会議 | 交通対策課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 市民憲章審議会 | 市民活動推進課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 国民健康保険運営協議会 | 保険医療年金課 | 公開 | 2 | | | 0 |
| 市民活動支援センター運営委員会 | 市民活動支援センター | 公開 | 2 | | | 0 |
| 男女共同参画審議会 | 男女共同参画課 | 公開 | 2 | | | 0 |
| 青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会 | 男女共同参画課 | 公開 | 2 | | | 0 |

| 附属機関等名 | 担当課 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 傍聴人数 |
|----------------|-------|----------|--------|------|-----|------|
| | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 市民会館運営審議会 | 文化課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 生涯学習審議会 | 生涯学習課 | 公開 | 2 | | | 0 |
| 道風記念館運営協議会 | 道風記念館 | 公開 | 1 | | | 1 |
| スポーツ表彰審査会 | スポーツ課 | 非公開 | | | 1 | — |
| 図書館協議会 | 図書館 | 公開 | 4 | | | 7 |
| 予防接種健康被害調査委員会 | 健康増進課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 〇157対策連絡会 | 健康増進課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 保健予防調整会 | 健康増進課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 救急医療対策会議 | 健康増進課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 健康施策等推進協議会 | 健康増進課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 地域福祉計画推進協議会 | 高齢福祉課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 民生委員推薦会 | 高齢福祉課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 高齢者総合福祉計画推進協議会 | 高齢福祉課 | 公開 | 1 | | | 4 |
| 福祉有償運送運営協議会 | 高齢福祉課 | 公開 | | 1 | | 0 |
| 老人ホーム入所判定委員会 | 高齢福祉課 | 非公開 | | | 7 | — |

| 附属機関等名 | 担当課 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 傍聴人数 |
|-----------------------|-----------|----------|--------|------|-----|------|
| | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 地域包括支援センター運営等協議会 | 介護保険課 | 公開 | 3 | | | 6 |
| 春日井市介護認定審査会 | 介護保険課 | 非公開 | | | 366 | — |
| 障がい支援区分判定審査会 | 障がい福祉課 | 非公開 | | | 18 | — |
| 障がい者施策推進協議会 | 障がい福祉課 | 公開 | 2 | | | 13 |
| 地域自立支援協議会 | 障がい福祉課 | 公開 | 3 | | | 34 |
| 一体的就労支援事業運営協議会 | 生活援護課 | 非公開 | | | 2 | — |
| 子ども・子育て支援対策協議会 | 子ども政策課 | 公開 | 2 | | | 0 |
| 特別支援保育審査委員会 | 保育課 | 非公開 | | | 2 | — |
| 環境審議会 | 環境政策課 | 公開 | 3 | | | 6 |
| 廃棄物減量等推進審議会 | ごみ減量推進課 | 公開 | 2 | | | 1 |
| 商工業振興審議会 | 経済振興課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 人・農地プラン検討会 | 農政課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 都市計画審議会 | 都市政策課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 都市景観審議会 | 都市政策課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 町名等審議会 | 都市政策課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会 | ニュータウン創生課 | 公開 | 3 | | | 56 |

| 附属機関等名 | 担当課 | 公開非公開の状況 | 会議開催状況 | | | 傍聴人数 |
|----------------|-------|----------|--------|------|-----|------|
| | | | 公開 | 一部公開 | 非公開 | |
| 開発審査会 | 建築指導課 | 非公開 | | | 7 | — |
| 建築審査会 | 建築指導課 | 非公開 | | | 4 | — |
| 旅館等建築審査会 | 建築指導課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 緑の審議会 | 公園緑地課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 春日井市民病院事業評価委員会 | 管理課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 消防賞じゅつ金等審査委員会 | 消防総務課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 通学区域審議会 | 学校教育課 | 未開催 | — | — | — | — |
| 学校保健結核対策委員会 | 学校教育課 | 非公開 | | | 2 | — |
| いじめ・不登校対策協議会 | 学校教育課 | 非公開 | | | 2 | — |
| 就学支援委員会 | 学校教育課 | 非公開 | | | 3 | — |
| 放課後教室運営委員会 | 学校教育課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 文化財保護審議会 | 文化財課 | 公開 | 1 | | | 0 |
| 学校給食運営委員会 | 学校給食課 | 未開催 | — | — | — | — |
| | | | 48 | 1 | 425 | 132 |

※非公開で行われた会議の425のうち、366は介護認定審査会です。

諮問第42号

答 申 書

第1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成26年5月9日付け25春教学第2683-3号で行った公文書不開示決定については、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号。以下「条例」という。）第6条に基づく開示請求に対し、実施機関が行った平成26年5月9日付け25春教学第2683-3号の公文書不開示決定の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 愛知県立高等学校推薦入試（以下「推薦入試」という。）において、「評定の合計」、いわゆる「内申点」が重要な要素であることは事実であり、文書化されていないならば各中学校の適正な推薦入試事務は不可能である。
- (2) 愛知県立高等学校（以下「県立高校」という。）各校の「推薦入学実施要項」の「推薦基準」には、必ず「本校の教育課程を履修することのできる学力を有するとともに」という記載がある。
- (3) 愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）にも、いわゆる学力推薦以外の推薦においては、「当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って、適切な基準を設ける。」と定めている。
- (4) 推薦入試においては、学力検査を省略するので、いわゆる内申点が重要な意味を持つことになる。
- (5) 愛知県教育委員会（以下「県教委」という。）によれば、各県立高校の定める基準点（＝内申点）が、県立高校の校長から各中学校長に口頭で伝えられているという。この内申点は、生徒を受け入れる県立高校側の示す重要な入学要件である。各中学校においても、間違いなく重要であり、即座に文書化されているものと考えられる。

- (6) 入試は生徒の人生上の重要事案である。当然、推薦入試事務の遂行に間違いがあってはならない。それにもかかわらず、内申点記載文書が存在しないなどという実施機関の主張は全く理解できない。
- (7) 実施機関の指導主事は、「担任は、生徒から推薦希望があれば、内申点を知らされていないので、内申点不足を言及することはなく、基本的に全て推薦委員会に挙げる。」と説明している。
- (8) 実施要項に、中学校長は推薦の厳正・公平、適切を期するため推薦委員会を設けることとされているが、内申点の共有もなく、どのようにして推薦の厳正・公平、適切が保障されるのか。
- (9) 実施機関の指導主事は、校長がメモを取っているかも知れない、また口頭あるいはメモを見せながら進路指導主事に伝えていると説明した。進路指導主事に伝わっているのならば、進路指導委員会に所属する職員に共有されているはずである。
- (10) 実施機関はメモと説明しているが、これは公文書であり、開示されるべきである。
- (11) 今仮に、推薦入試事務遂行時期に、中学校長が突然死したらどうなるのか。職員は誰も内申点について把握していない。校長代理の教頭が勸で判断するのか。組織体としてあり得ない話である。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件開示請求に対し、異議申立人が主張する公文書を開示しなかった理由は、おおむね次のとおりである。

1 県立高校（普通科・専門学科・総合学科）の推薦入学について

県立高校の推薦入学は、当該高校の学科を志望する意志が強く、動機・理由が明白であり、人物及び学習成績が優れている者で、中学校長の推薦を得た者が志願できるとする入学選抜方法の一つである。

推薦にあたって中学校長の取るべき措置として、推薦の厳正・公平、適切を期するため推薦委員会を設けるとしており、通常、校長、教頭、教務主任、校務主任、第3学年所属の教員等が委員として組織されている。推薦委員会では、推薦入学を希望する者からの申出を受け付けた後、当該申出者が、人物が優れているか、希望校（学科）の教育課程を履修する学力を有しているか、希望校（学科）が示す推薦基準を満たしているか等の審議がなされ、校長が被推薦者の決定を行っている。具体的には、中学校3年間の生活態度や実績、過去の一般入試の結果等から合格の可能性が十分であるか等が審議される。

資料4 平成27年度情報公開・個人情報保護審査会答申

推薦入学（普通科）の合否判定は、各中学校長から提出された推薦書、調査書の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づいて総合的に行われる。

- (1) 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者。
- (2) 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者。
- (3) 人物が優れており、調査書の「学習の記録」が優秀である者。

各高等学校は、特に(1)及び(2)に関する基準を設定するに当たっては、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立って、適切な基準を設けるとしており、県立高校ごとに基準を設定している（以下「評定基準」という。）。評定基準は、異議申立人が異議申立書で示すような推薦入学における内申点に関する情報と同義のものと考えているが、この情報は、各県立高校の校長から中学校長へ口頭で伝達されているもので、公開されておらず、中学校長が各県立高校の校長から取得した文書も存在しない。また、評定基準は、中学校長自身が推薦決定の参考としているもので、校長がメモを作成することはあるが、公文書を作成するなどして、他の職員と共有しているものではない。

2 実施機関の判断について

異議申立人の平成26年3月28日付け公文書開示請求に対し、実施機関が保有する公文書は、平成26年5月9日付け25春教学第2683-2号で公文書開示決定を行った各県立高校推薦入学実施要項のみであり、異議申立人が指摘する推薦入試における「内申点」が記載された文書は存在しないため、原処分のおり不開示決定したことは妥当である。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成26年5月9日 開示決定等の通知をした日
- 2 平成26年5月13日 異議申立てのあった日
- 3 平成26年7月25日 諮問のあった日
- 4 平成26年7月25日 実施機関から意見書を収受
- 5 平成26年8月11日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成26年10月8日 審議、異議申立人の口頭意見陳述、実施機関の説明
- 7 平成26年11月19日 審議
- 8 平成26年12月24日 審議

- 9 平成27年3月24日 審議
- 10 平成27年4月22日 審議

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

異議申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めている公文書は、平成26年度の推薦入試において基準とされる、各県立高校の評定基準が分かる文書で、春日井市教育委員会及び春日井市立中学校が保有しているものである。

2 推薦委員会について

実施要項によれば、各中学校長は推薦の厳正・公平、適切を期すため、推薦委員会を設けることとしており、実際に各中学校には推薦委員会が設置されている。委員は一般的に校長、教頭、教務主任、校務主任、進路指導主事、第3学年所属の教員等で構成されている。

推薦委員会は、被推薦者を決定する際、各高校別に、推薦入試を希望する志願者及び該当高校の推薦基準の確認をした後、各志願者の志望動機、人物及び実績等について審議し、委員会内での質疑応答を経て、校長が被推薦者の決定を行う。

3 評定基準のメモについて

評定基準は、各県立高校の校長から中学校長へ口頭で伝えられるものであり、実施機関の説明によれば、その際、中学校長は評定基準のメモ（以下「本件メモ」という。）を作成する場合があります。学校によっては進路指導主事に伝えている。また、進路指導主事も校長から伝え聞いた情報を基に本件メモを作成することがある。その他に評定基準を記載した文書は作成されていない。

4 本件メモの公文書該当性について

(1) 異議申立人は、本件メモについて、条例第2条第1号に規定する「実施機関」の職員である校長が作成した文書であり、公文書であると主張している。

一方、実施機関は、校長が本件メモを作成することはあるが、文書を作成するなどして、他の職員と共有しているものではないとして条例第2条第2号に規定する公文書に該当せず、異議申立人の主張する公文書は存在しないとしている。

(2) 条例第2条第2号では、開示請求の対象となる「公文書」を「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であ

って、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義している。よって、本件メモが上記要件に該当するか否かについて検討する。

ア 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」の該当性について

「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

中学校長は県立高校の校長から口頭で伝え聞いた評定基準を基に本件メモを作成し、進路指導主事は学校長から口頭で聞き、又は校長が作成したメモを見て本件メモを作成する可能性があることから、それぞれが、各学校の推薦委員会という職務の範囲内において作成したものといえる。

イ 「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」の該当性について

(ア) 組織共用性の意義

「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態をいう。

(イ) 校長が作成した本件メモについて

当審査会では、実施機関を通して中学校15校の校長及び進路指導主事に本件メモの管理状況等について調査した。ただし、3校の校長については既に退職していたため調査はできなかった。

本件メモを作成した校長は12名で、これは、退職校長を除き全ての校長が作成していたことになる。しかし、全ての校長が作成した本件メモを平成25年度末までに廃棄していたため、本件メモの見分はできなかった。そのため、当審査会では、本件メモの体裁を確認するため、本年度に各県立高校の校長から口頭で伝え聞いて作成した評定基準のメモの提出を実施機関に求めたところ、15校全員の校長のメモの提出を受けた。当該メモの体裁は、記載されている高校の数や記載方法に多少の違いはあるものの、県立高校名と各推薦基準における評定基準が記載された表のようなものであり、本件メモの体裁も同様と考えられ、一応整った体裁を備えているといえる。

他方、本件メモの管理・保管状況について、廃棄するまでは、各

校長が自身の机、ロッカー、パソコンで保管していた。各校長は、メモを推薦委員会で推薦希望生徒を被推薦者に決定するかを判断するための資料や進路指導主事との打ち合わせ用として使用しており、9名の校長については、進路指導主事に口頭や本件メモを見せて伝えているとのことだった。なお、前述の進路指導主事を除き、他の推薦委員会の委員を含め、誰とも共有していないとの回答であった。

校長は自身が作成した本件メモを推薦委員会において被推薦者を決定する際の判断材料の1つとして利用しているものの、当該年度末までには、校長個人の判断で廃棄しており、校長に異動があっても本件メモを引き継ぐことはしていない。また、実施機関の説明においても、年度内に校長に事故があった場合は、必要に応じて県立高校の校長に改めて確認することになると述べているところ、各中学校長が作成している本件メモの高校の数が多くても30校程度であり、再確認に要する事務も多くの労力を要しないことや、情報の性質に鑑みれば、実施機関の説明が特段不合理とまではいえない。更に推薦委員会内における共有は、推薦委員会の運営を円滑にはかるために一部の進路指導主事に対して行われたのみであり、他の委員とは、過去の各中学校の入試実績から想定される一般入試の評定基準が被推薦者の決定の判断要素として十分なこと、生徒からの推薦希望があった際に、評定基準にとらわれて生徒の側に立った個別の進路相談が困難になるおそれがあるという理由から共有していない(本件メモを共有していないにとどまらず、評定基準の情報そのものも共有していない。)

これらのことからすると、校長が作成した本件メモは、組織としての共用文書の実質を備えた状態にあるとはいえず、作成に関与した職員個人の段階のものといえる。

(ウ) 進路指導主事が作成した本件メモについて

校長から評定基準を伝えられた9名の進路指導主事のうち、本件メモを作成した者は8名いたが、1名を除き校長と同様に平成25年度末までに個人の判断で廃棄していた。廃棄されるまで本件メモは、進路指導主事専用の進路用ロッカー、金庫、自身の机で保管されており、異動があっても本件メモを引き継ぐことは行っていない。そして、各進路指導主事は、本件メモを推薦委員会の円滑な運営、校長との事前打ち合わせ、自身が進路指導を行う際の目安、学力判

資料4 平成27年度情報公開・個人情報保護審査会答申

定の確認のために利用していた。本件メモを作成した進路指導主事の全員が、被推薦者の最終決定は校長がするものであること、一般入試の校内基準で進路指導が可能であることを理由に、他の推薦委員会の委員と共有していなかった。

1名の進路指導主事から提出された本件メモは、当該中学校の進路指導委員会で使用する県立高校の過去の一般入試結果を記載した資料の備考欄に選抜基準ごとの評定基準を手書きで記載したものであった。この本件メモについて、当該進路指導主事は、進路指導主事のみが使用する施錠できる進路指導用ロッカーで保管し、推薦希望の生徒の状況を校長と事前に把握し、相談する段階で使用しており、他の推薦委員会の委員とは共有していないとのことだった。

また、前述のとおり進路指導主事から提出された本件メモは、推薦委員会で配付された資料の備考欄に手書きで、ごく一部の高校について評定基準を付記したものにすぎず、当該資料は進路指導主事が自身の職務の便宜のために保有しているものといえる。

以上の事実に鑑みれば、進路指導主事が作成した本件メモはいずれも、組織としての共用文書の実質を備えた状態にあるとはいえず、作成した進路指導主事個人の段階のものといえる。

- (3) よって、校長及び進路指導主事が作成した本件メモは、条例第2条第2号本文の「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」には該当するものの、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないから、条例第2条第2号に規定する「公文書」の要件を満たしていないと解されるため、実施機関は本件対象文書を取得又は作成していたとはいえない。

5 結論

以上により、本件対象文書については上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

近藤真、高松淳也、富田隆司、尾関栄作、森幸子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 9 月 2 日付け 26 春教学第 1179 号で行った公文書開示決定については、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号）第 6 条に基づく平成 26 年 8 月 19 日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が行った平成 26 年 9 月 2 日付け 26 春教学第 1179 号で行った公文書開示決定につき、開示された公文書である春日井市教職員研修委員会規約（以下「規約」という。）及び平成 25 年度教職員研修事業委託に係る完了報告書（添付資料の実績報告書、会計報告書及び成果資料を含む。）（以下「平成 25 年度完了報告書」という。）が開示請求した内容とは異なるため、開示請求した公文書を開示するか、公文書が存在しなければ公文書の不存在を理由とする不開示決定をするよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、異議申立人が開示請求した「平成 26 年度の春日井市教職員研修委員会（以下「研修委員会」という。）が、研修業務に精通していることを示す文書」を一切持ち合わせていないので、「継続性」「同一性」などの言葉で、「平成 25 年度の関係文書の開示」により、異議申立人の開示請求を満たそうとするものであるが、何とも非論理的主張である。
- (2) 研修委員会委員（以下「委員」という。）は、規約に定められているように、毎年度、教育長から委嘱され、任期は 1 年である。つまり、委嘱により委員が確認され、研修委員会が立ち上がるのである。教育長が委嘱行為をしなければ、その年度の研修委員会は存在しない。実施機関は、「継続性」を主張するが、研修委員会は、基本的に「継続的」組織体ではない。
- (3) 平成 26 年度、委員は、4 月 8 日に教育長により委嘱された。そして、

同日、研修委員会と市の間で、研修事業に関する「委託契約書」が交わされた。「研修業務に精通した委員会に委託するため」として、見積書等が省略されているが、当該年度に生まれたばかりの研修委員会に「実績」がないことは明白で、「研修業務に精通した委員会」などといえるはずはない。

- (4) 研修委員会に係る基本計画の作成等は、常識的に考えるならば、委員長の勤務校に置かれる研修委員会事務局の作業であるが、第1回の研修委員会の開催計画、要項作成、そして議事録作成まで、実施機関が行っている。つまり、これまで、ほとんど全ての基本的作業を実施機関が行ってきたのである。この状態で、「精通した組織」などと、どうしていえるのか。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件開示請求の対象文書として規約及び平成25年度完了報告書を開示した主たる理由は、おおむね次のとおりである。

1 教職員研修委託事業について

教職員研修委託事業（以下「研修委託事業」という。）は、学校教育の充実を図るために、春日井市立小中学校教職員（以下「教職員」という。）の資質向上及び使命感の自覚と高揚を促し、各種の専門的かつ技術的な研修及び研究を目的に実施するものである。

子どもたちを取り巻く社会環境が複雑化し、課題が山積する中、学校には質の高い公教育が求められている。市においても学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を総合した「生きる力」を一層育み、研究指定校で進めてきた実践の成果を市内全校に浸透させるとともに、「特色ある教育」や「創意工夫のある実践」を展開させ、さらには、これまで培ってきた「指導の技術・指導力」を若年の教員に伝え、実践的な指導力を育成することにより「春日井の教育技術」を継承し、発展させていくことが求められている。

こうしたことから、研修委託事業は、市が求める学校教育を十分に熟知し、研修・研究の継続性や、その結果からの技術や知識の蓄積を生かすことのできる研修業務に精通した団体等に委託する必要がある。

2 研修委員会について

研修委員会は、市における教職員研修事業（以下「研修事業」という。）の適正かつ円滑な実施及び運営を図ることを目的に設置され、20名以内の

委員で構成されている。委員は、教育長が教職員の中から委嘱し、任期は1年としているが、研修委員会自体は規約に基づき、団体としての同一性及び継続性を有して運営されている。

また、研修委員会は研修事業の円滑な遂行を図るため、教職員で組織する「教科・教科外研究会」を始めとする6つの専門部会等や、専門部会を運営するための37の専門委員会等を設置して活動している。研修委員会の下部組織である各専門部会等は、委員とは別に各分野において専門性を有する教職員で構成されている。毎年度構成員に多少の変更はあるものの、専門部会等の専門性は確実に継承されている。また、その実績内容は、市が求める学校教育の研修及び研究内容として、その学術的見地や技術指導、さらには学習資料の作成技術等に優れている。

3 規約及び平成25年度完了報告書について

研修委員会は、規約のとおり教職員で組織されている。

研修委員会は、各年度の完了報告書と前年度の取組内容を踏まえ、研修委託事業の課題を設定し、その時に必要な内容に取り組んでいる。完了報告書には、各専門部会の実績報告書・委託金会計報告書及び各専門部会が作成した資料（文集、研究紀要、活動集録、会議資料）が添付されている。平成23年度から平成25年度までの完了報告書の内容を見れば、研修委員会が学校教育を十分に熟知し、研修業務に精通していることは明白である。なお、平成23年度及び平成24年度の完了報告書は、本件開示請求の前になされた開示請求により、異議申立人に開示されている。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成26年9月2日 開示決定の通知のあった日
- 2 平成26年9月13日 異議申立てのあった日
- 3 平成26年11月28日 諮問のあった日
- 4 平成26年11月28日 諮問実施機関から意見書を収受
- 5 平成27年1月21日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成27年3月24日 審議、実施機関の説明
- 7 平成27年4月22日 審議
- 8 平成27年5月21日 審議

第5 審査会の判断

- 1 本件対象文書について

異議申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めている公文書(以下「本件対象文書」という。)は、平成 26 年度の研修委員会が研修業務に精通していることを示す、全ての文書である。

2 研修委員会について

規約及び実施機関の説明によると、次の事実が認められる。

(1) 目的

研修委員会は、当該名称の組織としては、平成 15 年度に規約に基づき組織されており、教職員に対する研修事業の適正かつ円滑な実施及び運営を図ることを目的とした任意団体である（規約第 2 条）。

(2) 委員

研修委員会は、教育長が委嘱する 20 名以内の委員で組織するとされている（規約第 5 条）。現在は、校長以下 10 名が委員となり、研修事業の運営及び実施等を行っている（規約第 3 条）。委員の内訳は、校長 4 名、教頭 2 名、教務主任 2 名、校務主任 2 名となっている。委員は全員が専門部会等の経験者である。

研修委員会の各委員は、任期が 1 年とされており、再任は妨げられない（規約第 5 条第 3 項本文）。実際に、1 年の任期満了後も、10 名の委員のうち 3、4 名は、前年度と同様の者に委嘱されている。また、任期満了後も後任者の就任まで職務を行い、委員が不在になるということはない（規約第 5 条第 3 項ただし書）。

(3) 役員

研修委員会は、役員として、委員長 1 名、副委員長 1 名、会計 1 名、幹事若干名を置き、その職務内容を定めている（規約第 6 条）。

(4) 会議

委員長が研修委員会を招集し、会議の議長となる。また、研修委員会の会議の定足数及び議決要件が定められている（規約第 7 条）。

(5) 専門部会等及び専門委員会等

研修委員会は、研修事業の円滑な遂行を図るため、教職員で組織する専門部会等を設置することができる（規約第 8 条第 1 項）。また、各専門部会は、事業を運営するための専門委員会等を設置することができる（規約第 8 条第 2 項）。実際に、教科・教科外研究会を始めとする 6 つの専門部会等や、専門部会を運営するための 37 の専門委員会等が設置されている。

教職員のほぼ全員がいずれかの専門部会に所属しており、研修委員会の研修計画に基づき、公務として専門部会ごとに研修の企画・運営を実

施している。専門部会は、毎年度ほぼ同じ教職員で構成されているが、所属する専門部会及び専門委員会が変わることはある。なお、研修計画は、実施機関が案を作成している。

(6) 事務局

規約上は、研修委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、委員長勤務校に置かれるとされており（規約第4条）、委員1名が事務局を担当している。専門部会の活動状況の集約及び実施機関への完了報告書の提出、専門部会のメンバーの候補者選出等、会計処理は、事務局が行っている。

一方、研修委員会の事業計画・開催計画、要項及び議事録の作成は、実施機関の指導主事が行っている。

3 研修委員会の同一性及び継続性の有無について

まず、規約及び平成25年度完了報告書が本件対象文書に該当するか否かの前提として、年度が変わっても、研修委員会が同一性及び継続性を有しているか否かについて検討する。

研修委員会の委員は任期が1年のため、毎年度教育長から委嘱され、毎年度任期が満了することとなる。しかし、規約には、上記第5.2記載のとおり、組織の中核的要素である研修委員会の目的、事業、組織、役員、会議等が規定されているところ、規約には一部が改正された形跡は見受けられるものの、研修委員会は、同一の規約に基づき、同一の組織として、平成15年から現在に至るまで現に運営されていると認められる。また、上記第5.2記載のとおり、委員の任期は1年であるものの、再任制度があり、また、任期満了後も後任者の就任までその職務を行うとするなど、研修委員会が組織として継続することを前提とした規定となっている。実際に、委員は1年の任期満了後も、10名のうち3、4名は、再任される運用となっている。さらに、専門部会は、所属する専門部会及び専門委員会が変わることはあるものの、毎年度ほぼ同じ教職員で構成されている。よって、研修委員会は、年度が変わっても、同一の組織的基盤たる規約に基づき、構成員にも大幅な変動がなく、継続的に運営されているといえる。

したがって、研修委員会は毎年度委員の任期が満了するとしても、異議申立人が主張するように、年度ごとに別の研修委員会が存在するわけではなく、同一性及び継続性を有する一つの研修委員会が存在するといえる。すなわち、年度が変わっても、研修委員会は同一性及び継続性を有しているといえる。

4 規約及び平成25年度完了報告書の本件対象文書該当性について

次に、規約及び平成 25 年度完了報告書が、平成 26 年度の研修委員会が研修業務に精通していることを示す文書として、本件対象文書に該当するか否かを検討する。

(1) 規約について

規約には、上記第 5. 2 記載のとおり、研修委員会の目的、事業、組織、役員、会議等が規定されている。これらの規定は、前述のとおり研修委員会の同一性、継続性を確認する重要な資料であり、同委員会の実績の存否を判断するため、すなわち平成 26 年度の研修委員会が業務に精通しているか否かを判断するための資料となるものといえる。

(2) 平成 25 年度完了報告書について

審査会が平成 25 年度完了報告書を見分したところ、平成 25 年度完了報告書は、教職員研修事業委託の完了報告書と専門部会ごとの報告書で構成されており、その具体的な内容は次のとおりである。

ア 教職員研修事業委託の完了報告書

教職員研修事業委託の完了報告書には、当該年度の研修事業が完了した旨が記載されている。

イ 専門部会の報告書

専門部会の報告書は、おおむね次の内容で構成されている。

(ア) 平成 25 年度春日井市教職員研修委員会活動実績報告書

部会名、部会長の所属校・氏名、事業名、期日（期間）、事業内容が記載されている。

(イ) 平成 25 年度春日井市教職員研修委員会委託金会計報告書

部会名、部会長の所属校・氏名、会計担当者の所属校・氏名、収入内訳・支出内訳が記載されている。また、専門部会の下に専門委員会がある場合は、専門委員会ごとに会計報告書が作成されている。

(ロ) 平成 25 年度春日井市教職員研修事業委託料精算報告書

部会名、部会長の所属校・氏名、会計担当者の所属校・氏名、精算内訳（収入内訳・支出内訳）、精算理由が記載されている。また、専門部会の下に専門委員会が返還金額がある場合は、専門委員会ごとに精算報告書が作成されている。なお、当該報告書は返還金額が発生した場合のみ添付されている。

(エ) 研究集録

研修事業での成果を取りまとめたものであり、教科等研究会、社会科副読本編集委員会、中学校教育課程推進委員会、理科資料作成委員会、管理職研修（校長、教頭、教務主任、校務主任）及び教育

研究員が作成している。

(3) 平成 23 年度及び平成 24 年度の完了報告書について

また、実施機関の説明によれば、異議申立人は実施機関に対し、本件開示請求の前に、平成 23 年度及び平成 24 年度の完了報告書の開示請求をし、当該完了報告書の開示を受けたことが認められる。これら過年度の完了報告書の内容は、上記平成 25 年度の完了報告書と同内容のものである。

(4) 委員及び教職員の経験、専門性

上記第 5. 2(5)記載のとおり、専門部会及び専門委員会等は、教職員によって構成されることから、教職員のほぼ全員がいずれかの専門部会に所属しているというのであるから、教職員となった者は就職時から、いずれかの専門部会に所属して、毎年度、研修委員会の研修計画に基づき、公務として研修の企画・運営を実施していることになる。また、委員も専門部会等の構成員を経験してきた者である。従って、研修委員会は、個々の教職員が継続的に研修業務に携わることにより、その経験及び専門性を高めていくことができる制度として運用されていると認められる。

(5) 事務局と実施機関の関係

異議申立人が指摘し(上記第 2. 2(4))、また、実施機関が説明する(上記第 5. 2(6)) とおり、実施機関が研修委員会の事業計画・開催計画、要項及び議事録の作成を行っている。この点、事業計画については委託内容(研修の基本方針)を特定するために委託者が行って差し支えなく、開催計画、要項及び議事録の作成は形式的な事務分配にすぎず、これらの事務を委託者である実施機関が担当しても、研修委員会の研修業務に関する継続性及び専門性が損なわれるものではないと認められる。

(6) そして、このような継続性及び専門性を有する組織が実施した研修業務に関する平成 25 年度完了報告書は、研修委員会が平成 25 年度に実施した研修業務の内容及び成果が詳細かつ具体的に記載されており、研修委員会が研修業務につき相当程度の専門性及び実績を有していることがわかる文書であるといえる。また、平成 23 年度及び平成 24 年度の完了報告書も存在することを踏まえれば、研修委員会の目的、事業、組織、役員、会議等が規定された規約と、平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の完了報告書により、研修委員会が研修業務について継続的な実績を有していることと認められるのであるから、これらの文書が、研修委員会が研修業務に精通していることを示す文書であるということを否定する理由はない。

ただし、平成 23 年度及び平成 24 年度の完了報告書は、本件開示請求の前に異議申立人に開示されていることからすれば、本件開示請求においては、規約及び平成 25 年度完了報告書を開示すれば、必要かつ十分である。

よって、規約及び平成 25 年度完了報告書は、平成 26 年度の研修委員会が研修業務に精通していることを示す文書として、本件対象文書に該当するといえる。

5 結論

以上により、本件公文書開示決定については上記第 1 記載の審査会の結論のとおり判断した。

第 6 答申に関与した委員

近藤真、高松淳也、富田隆司、尾関栄作、森幸子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 26 年 9 月 24 日付け 26 春教学第 1147-2 号で行った公文書一部開示決定については、妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、春日井市情報公開条例（平成 12 年春日井市条例第 40 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が行った平成 26 年 9 月 24 日付け 26 春教学第 1147-2 号の公文書一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）によって開示された春日井市立東部中学校、西部中学校及び坂下中学校（以下「本件各中学校」という。）における平成 25 年度の進路委員会（以下「本件進路委員会」という。）の資料（以下「本件資料」という。）につき、個人に関する情報及び私立高校に関する情報で公にできない情報を除いた一部不開示部分（以下「本件不開示情報」という。）の開示を求めるとともに、本件進路委員会の会議録及び高校入試後に実施されるまとめの進路委員会の資料（以下「本件会議録等」という。）の開示を求めるものである。

なお、異議申立人は、条例第 7 条第 2 号又は第 3 号に該当する情報が不開示となることは争わないが、実施機関が条例第 7 条第 7 号に該当すると判断した情報は、同条同号に該当しないため、開示すべきであると主張している。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件不開示情報のうち個人に関する情報及び私立高校に関する情報で公にできない情報を除いた部分について

ア 公教育における情報は、基本的に公にされるべき情報であり、進路指導に関する情報も当然開示されるべきである。

イ 東部中学校「平成 25 年度第 1 回進路委員会資料」の 3 頁「(2)私立高

校全般について」の部分は、タイトルが「全般について」であるから、個別の私立高校に関わる情報とも思われませんが、不開示情報が多い。7頁「6 各種・専修学校に関すること (1) おおまかな傾向」の部分は、「おおまかな傾向」がなぜ不開示とされるのか理解できない。

ウ 実施機関は、「この情報を開示することにより、生徒が成績通知や判定だけで学校を選択する風潮を助長したり、数値の低い学校を選択することで劣等感を抱いたりするなど、中学校が進めている高校等の選択の指導に弊害を及ぼすおそれがある。」と主張しているが、開示された本件資料を見ると、テストの結果が、進路指導上考慮すべき主たる要素であることは間違いない。学校こそが、劣等感を抱く生徒を生み出している。

エ 実施機関の主張の中に、「中学校が進めている高校等の選択の指導」とあるが、その内容はどのようなものか。劣等感を抱かないように指導を行っているならば、どのように行っているのか、具体的事実を明らかにした後に主張してもらいたい。そして、一部不開示とした情報を開示することができるはずである。

オ 生徒のよりよい進路のために、関係情報をできる限りオープンにすべきである。また、生徒や保護者が不安や疑念を抱くことがないようにしなければならない。そのように考えるならば、本件不開示情報は、個人情報等を除き、当然開示されるべき内容である。

カ 開示された本件資料に、「できるだけ地元高校への定着を図る」及び「地元の高校を盛り上げる」とある一方で、実施機関の主張は、「生徒のための進路指導を行っているが、請求どおり開示したならば、それができなくなる（おそれがある）」というものである。しかし、「できるだけ地元高校への定着を図る」及び「地元の高校を盛り上げる」ことが、必ずしも「生徒のためになる」とはいえない。この実施機関の主張は矛盾している。

(2) 本件会議録等について

ア 開示された本件資料に、進路委員会における出席委員の発言記録用紙と思われる文書があるため、異議申立人が実施機関に対して会議録の有無を質問したところ、会議録は存在しないとの回答であった。進路委員会という組織の重要性を考えるならば、会議録は作成され、開示対象文書となるものと考えられる。

イ 本件各中学校の平成25年度最後の進路委員会開催日は、入試の結果が出そろった前であった。他市の進路委員会の開催状況を調べると、入

試後には進路委員会が開催され、「進路状況報告」や「反省」を行っていた。春日井市立中学校においても、最終的なまとめの進路委員会が開催されているのではないかと推察されるが、該当する文書が存在しない。はなはだ疑問である。

まとめの進路委員会が開催されていないとするならば、進路指導及び事務の適正な遂行がなされているとはいえず、一部不開示とした情報を開示しない理由などない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件一部開示決定において本件不開示情報を不開示とし、本件会議録等を開示の対象としなかった主たる理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件不開示情報について

(1) 条例第7条第2号に該当する情報

生徒の組、氏名、評定情報、成績情報及び志望校は、生徒個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 条例第7条第3号に該当する情報

私立高校の入試における選抜に関する情報のうち、各私立高校から提供を受けたものであり、かつ、各私立高校が公表していない情報は、私立高校の内部情報であり、条例第7条第3号に該当する。

(3) 条例第7条第7号に該当する情報

ア 各公立高校の入試に関する情報

本件各中学校が定める、入試における指導基準の成績数値や判定に関する情報は、本来、各高校等の受験指導上の学力指標として設定、判定したものである。近年、中学校が行う高校等の選択の指導にあたっては、点数や偏差値だけで学校を選ぶのではなく、生徒が校風や教育内容について十分な情報を収集し、生き生きと学び、活動することができる学校を探し、自分が進学したい学校を選ぶことができるよう指導、援助している。この情報を開示することにより、生徒が成績数値や判定だけで学校を選択する風潮を助長したり、数値の低い学校を選択することで劣等感を抱いたりするなど、中学校が進めている高校等の選択の指導に弊害を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。

イ 各私立高校の入試に関する情報

本件各中学校の指導基準には、各私立高校から公にしないことを前提にして提供を受けた、各私立高校の入試における選抜に関する情報をもとに設定されたものがある。当該指導基準が明らかになると、各私立高校から提供を受けた情報も明らかになり、各私立高校との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。

2 本件会議録等について

本件進路委員会の第1回は、1年間の進路指導方針について、第2回以降は個別の生徒について審議している。本件進路委員会の会議録は作成しておらず、会議の資料に出席者がメモをしている。異議申立人が主張する入試結果のまとめの会議というものは、一部の中学校では開催されているが、本件各中学校を含むその他の多くの中学校では、幹部職員による運営委員会や学年会などで総括を行っており、まとめの進路委員会は開催していない。よって、本件進路委員会の会議録及び高校入試後に実施されるまとめの進路委員会の資料は存在しない。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成26年9月24日 開示決定の通知のあった日
- 2 平成26年10月3日 異議申立てのあった日
- 3 平成27年2月5日 諮問のあった日
- 4 平成27年2月5日 実施機関から意見書を収受
- 5 平成27年4月1日 異議申立人から意見書を収受
- 6 平成27年5月21日 審議、実施機関の説明
- 7 平成27年6月30日 審議
- 8 平成27年7月30日 審議
- 9 平成27年9月28日 審議

第5 審査会の判断

1 本件異議申立ての対象

異議申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めているものは、第1に、本件資料における本件不開示情報のうち、個人に関する情報及び私立高校に関する情報で公にできない情報を除いた部分、すなわち実施機関が条例第7条第7号を根拠として不開示とした部分であり、第2に、本件会議録等である。

2 本件資料について

(1) 検討対象

異議申立人は、本件不開示情報のうち、実施機関が条例第7条第7号を根拠として不開示とした部分につき、開示するよう求めている。しかし、不開示部分が墨塗りされた本件資料及び公文書一部開示決定通知書の記載からは、実施機関がどの部分について条例第7条第2号、第3号又は第7号のいずれの号を根拠として不開示としたか、一見して明らかではないため、異議申立人が開示を求める部分を直ちに確定することができない。そこで、異議申立人が開示を求める部分を漏れのないように審理するため、本件不開示情報の全てについて、その不開示の妥当性を検討する。

(2) 検討方法

審査会は、実施機関から本件不開示情報の墨塗りをする前の本件資料の提出を受け、本件不開示情報の内容を確認した。また、本件不開示情報が多数に上るため、一つ一つの本件不開示情報について、本件資料に記載されているページ数及び行数、不開示とした条例上の根拠規定を整理した表（いわゆるヴォーン・インデックス）の提出を受けるとともに、本件資料のうち東部中学校に関するものについて、実施機関から不開示とした詳細な理由の説明を受けた。そして、本件不開示情報は、本件各中学校において大部分が共通又は類似するため、東部中学校に関する実施機関の説明をもとに、本件資料のうち西部中学校及び坂下中学校に関するものについても、不開示の妥当性を検討した。

(3) 本件不開示情報の内容

審査会が本件不開示情報の墨塗りをする前の本件資料を見分したところ、本件不開示情報の内容は、全て次のとおり分類できた。

- ア 生徒の組、氏名、評定情報、成績情報、志望校
- イ 各私立高校の入試における選抜に関する情報
- ウ 各私立高校及び各公立高校の入試における指導基準及び判定に関する情報、本件各中学校の過去の公立高校の入試結果の成績に関する情報、生徒の志望校の判定

(4) 不開示の妥当性

本件不開示情報は、本件各中学校において大部分が共通又は類似するため、東部中学校、西部中学校及び坂下中学校の3校に関する部分について、まとめて不開示の妥当性を検討する。

- ア 条例第7条第2号該当性

実施機関は、生徒の組、氏名、評定情報、成績情報及び志望校は条例第7条第2号に該当するとしているため、その該当性について検討する。

(ア) 条例第7条第2号の趣旨

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを保護する必要があることから、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示とすることを定めたものである。

(イ) 条例第7条第2号該当性

生徒の組、氏名、評定情報、成績情報及び志望校は、生徒個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

(ロ) 対象外

したがって、不開示部分のうち、生徒の組、氏名、評定情報、成績情報及び志望校に関する記載部分は本件異議申立ての対象とならないと認められる。

イ 条例第7条第3号該当性

実施機関は、各私立高校の入試における選抜に関する情報は条例第7条第3号に該当するとしているため、その該当性について検討する。

(ア) 条例第7条第3号の趣旨

条例第7条第3号は、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる場合は不開示とすることを定めたものである。

(イ) 条例第7条第3号該当性

審査会は、各私立高校の入試における選抜に関する情報を見分して確認したところ、当該情報は入試における選抜に関する情報の中でも、入試の実施主体である各私立高校が基本的に保有するものであり、受験生である中学校の生徒や保護者が通常知り得ない情報であり、当該各私立高校が本件各中学校を含めた特定の中学校等に提

供している以外には、公表しているとは考え難い情報であると認められる。

また、当該情報の性質に照らせば、当該情報の詳細な内容が明らかにならずとも、当該各私立高校がどのような種類の情報を保有しているかが明らかになること自体が、当該各私立高校の円滑な入試業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、法人等の事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号に該当する。

なお、上記のとおり、当該情報がどのような種類の情報であるかを明らかにすると、各私立高校の円滑な入試業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、「私立高校の入試における選抜に関する情報のうち、各私立高校から提供を受けたものであり、かつ、各私立高校が公表していない情報」という以上に詳細な情報の類型を、本答申において明らかにすることはできない。

(ウ) 対象外

したがって、不開示部分のうち、各私立高校の入試における選抜に関する情報に関する記載部分は本件異議申立ての対象とならないと認められる。

なお、異議申立人が特に指摘している東部中学校「平成25年度第1回進路委員会資料」の3頁「(2)私立高校全般について」の不開示部分には、この各私立高校の入試における選抜に関する情報に該当する記載がある。また、同7頁「6 各種・専修学校に関すること (1) おおまかな傾向」の不開示部分も、各私立高校の入試における選抜に関する情報に該当する記載と認められる。

ウ 条例第7条第7号該当性

実施機関は、各私立高校及び各公立高校の入試における指導基準及び判定に関する情報、本件各中学校の過去の公立高校の入試結果の成績に関する情報、生徒の志望校の判定は条例第7条第7号に該当するとしているため、その該当性について検討する。

なお、不開示部分のうち、上記(4)ア及びイにおいて、条例第7条第2号又は第3号に該当すると認められた部分以外の記載は、すべてこの各私立高校及び各公立高校の入試における指導基準及び判定に関する情報、本件各中学校の過去の公立高校の入試結果の成績に関する情

報、生徒の志望校の判定に関する記載である。

(7) 条例第7条第7号の趣旨

条例第7条第7号は、市が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第7条第7号該当性

a 各公立高校の入試に関する情報

各公立高校の入試における指導基準及び判定に関する情報、本件各中学校の過去の公立高校の入試結果の成績に関する情報及び生徒の志望校の判定が明らかになると、生徒の中には当該情報を重視して志望校を選択する者が増加して、学力重視の傾向が強まることが予想される。

実施機関によると、現在、本件各中学校の進路指導は、点数などで学校を選ぶのではなく、自分自身で情報収集をし、生き生きと通える学校を自ら探し、選ぶことを指導している。しかし、上記不開示情報を開示すると、学力重視の傾向の強化を招く可能性が高いと認められる。そのため、当該情報を開示することにより、生徒が成績数値や判定だけで学校を選択する風潮を助長したり、数値の低い学校を選択することで劣等感を抱いたりするなど、中学校が進めている高校等の選択の指導に弊害を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、首肯できる。

よって、当該情報を公にすることにより、本件各中学校の進路指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。

b 各私立高校の入試に関する情報

実施機関によると、各私立高校に関する入試における指導基準及び判定に関する情報は、各私立高校の説明会に本件各中学校の進路指導主事が参加するなどして、口頭又は書面で入手しており、その際に各私立高校から提示される資料については、一般的なパンフレットとは別に、公開しないことを前提に入手している。当該情報は基本的に受験生である生徒や保護者に知られないように管理されるものであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、当該情報が明らかにされると、各私立高校が公にして

いない情報を本件各中学校が明らかにすることになり、各私立高校との信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる。したがって、当該情報は条例第7条第7号に該当する。

- (ウ) なお、異議申立人が特に指摘している東部中学校「平成25年度第1回進路委員会資料」の3頁「(2)私立高校全般について」の不開示部分のうち、上記(4)イにおいて各私立高校の入試における選抜に関する情報（条例第7条第3号）と認められた部分以外の記載は、いずれもこの各私立高校及び各公立高校の入試における指導基準及び判定に関する情報に該当すると認められる。

エ 小括

以上により、本件不開示情報は、いずれも条例第7条第2号、第3号又は第7号に該当するため、実施機関が本件一部開示決定において本件不開示情報を不開示としたことは妥当である。

3 本件会議録等について

本件資料は詳細に記載されており、本件進路委員会の内容は会議録が作成されなくても、本件資料によって事後的に確認することも可能である。また、進路指導に関する入試後の総括は、本件進路委員会という形態で行う必然性はなく、幹部職員による運営委員会や学年会などの形態で行うことも可能である。これらの点に照らせば、本件進路委員会の会議録は作成しておらず、入試後のまとめの進路委員会は開催されていないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、本件会議録等は作成されておらず、存在しないといえるため、実施機関が本件一部開示決定において本件会議録等を開示の対象としなかったことは妥当である。

4 結論

以上により、本件一部開示決定については上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 答申に関与した委員

近藤真、高松淳也、富田隆司、尾関栄作、森幸子

答 申 書

第 1 審査会の結論

春日井市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 27 年 1 月 8 日付け 26 春教学第 1729-2 号で行った公文書開示決定については、結論において妥当である。

第 2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 25 年度の春日井市小中学校長会の小学校部会及び中学校部会について、開示された各回の「要項」以外にも各部会各回の関係資料（会議記録を含む。）が存在すると考えられるので、それらの開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「平成 25 年度の春日井市教職員研修委員会活動実績報告書」（管理職研修（校長研修））（以下「報告書」という。）の「4 小中部会」の「事業内容」欄には、「小学校部会」及び「中学校部会」（以下併せて「小中部会」という。）が記載されている。報告書における小中部会の事業内容としては、「当面する課題や学校運営上の諸問題解決のための調査・研究・検討」と記載されている。現在、公教育（義務教育）における課題は山積みであり、学校経営主体としての校長が研究し、理解すべきことは多岐にわたり膨大であるから、管理職研修（校長研修）がいかに重要なものであるのかは、明白である。「調査・研究・検討」を目的とするならば、開示された「要項」以外に一切の文書・資料等無しでの研究、研修など不可能である。
- (2) 実施機関は、意見書において、「情報交換の活動を行っている」等あたかも「雑談していた」と述べるがごとくである。しかし、報告書を作成した春日井市教職員研修委員会（以下「研修委員会」という。）は、教職員研修事業について、春日井市長との間で委託契約を締結している。平成 25 年度の委託金額は 419 万円であり、研修委員会傘下の一組織である管理職研修（校長研修）部会には、当該委託金のうち 29 万円も公費が支給され、公的出張として認められていたが、そのような研究の一端が「雑談」か。

公教育における課題は山積みであるから「調査・研究・検討」を行うことにしたのであって、「要項」だけを毎回配布し、「雑談」していたということは、考えられない。

- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、教育委員会の職務権限として「校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること」を定めており、その一環として、本件校長研修が位置付けられているはずである。その研修実態が資料等も一切存在しない「雑談」であった、などということ、実施機関が容認するとは考えられない。
- (4) 異議申立人が請求する関係資料（会議記録を含む。）は必ず存在すると考えられるので、それらの開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

- 1 実施機関は、意見書及び平成27年7月30日に実施された口頭での説明において、本件開示請求の対象文書として「要項」のみを開示した主たる理由として、おおむね次のとおり主張した。

- (1) 報告書の対象となっている管理職研修（校長研修）部会は、研修委員会の下部組織である教職員研修部会のうち、校長で組織された研修部会の一つである。管理職研修（校長研修）部会の活動内容としては、各種研究大会に参加したり、研修会を開催しており、これらの活動に関する公文書については、本件開示請求において異議申立人に開示している。

小中部会は、実施機関が開催する校長会議の終了後に、引き続き開催されており、市内の小中学校長と中学校長が別に情報交換の活動を行っている。小学校部会及び中学校部会の各部会では、当面する課題や学校運営上の諸問題について、口頭で情報交換を行っており、開示した「要項」以外の公文書は存在しない。

- (2) 小中部会では、議題の内容によって、実施機関に加えて市内の小中学校長及び中学校長が、実施機関から付与されているメールアドレスを用いて、それぞれ別に登録されている各メーリングリスト（以下「本件メーリングリスト」という。）に資料を添付し、送信することがある。本件メーリングリストは、小中部会のみならず、実施機関や研修委員会、市内の小中学校長及び中学校長が組織する任意団体である春日井市小中学校長会（以下「校長会」という。）の活動において利用されており、管理者は実施機関である。

小中部会に関して送信されるメール及び添付資料は、あくまで本件メーリングリストでのやり取りの中での書類であり、組織共用性のある公文書

ではない。また、本件メーリングリストを利用して、小中部会の出席の取りまとめや、小中部会の議論の経過及び結果をまとめて送信することはない。

2 実施機関は、上記1の主張の後に実施された審査会からの聞き取り調査において、おおむね次のとおり主張を追加した。

(1) 報告書に記載されている小中部会は、校長会に置かれた小学校部会及び中学校部会のことである。研修委員会の中に小中部会は存在しない。

(2) 実施機関、校長会及び研修委員会はそれぞれ別組織であるため、実施機関は、当初、小学校部会及び中学校部会の「要項」を公文書として保有していなかった。しかし、以前の審査会による答申（平成25年度諮問第32号、同34号及び同35号）において、実施機関が校長会の文書を組織として一切保有しないというのは疑問がある旨の指摘を受けたことも考慮して、実施機関は、本件開示請求を受けた際に、関係文書として「要項」を校長会から取り寄せて開示した。同「要項」はあくまでも校長会に置かれた小学校部会及び中学校部会の資料であり、研修委員会の活動実績を示すものではない。

第4 調査審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

- 1 平成27年1月8日 開示決定の通知のあった日
- 2 平成27年2月10日 異議申立てのあった日
- 3 平成27年5月11日 諮問のあった日
- 4 平成27年5月11日 実施機関から意見書を收受
- 5 平成27年6月8日 異議申立人から意見書を收受
- 6 平成27年7月30日 審議、異議申立人の口頭意見陳述、実施機関の説明
- 7 平成27年8月21日 審議
- 8 平成27年9月28日 審議
- 9 平成27年10月26日 審議
- 10 平成27年11月30日 審議

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

(1) 本件開示請求において開示を求めた文書について

異議申立人が本件開示請求において開示を求めた文書は、本件開示請求に係る公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）の記載内容及

び本件開示請求時における異議申立人の意思に基づいて判断すべきである。

本件開示請求書には、本件開示請求において開示を求める公文書として、「1. 別紙『平成 25 年度春日井市教職員研修委員会活動実績報告書（管理職研修（校長研修））の『事業名』1、2、4 欄の『事業内容』に関するすべての文書（復命書も含む）。『1』に関しては、公費出張の場合、旅費支給関係文書も含む。」と記載されている。当該記載内容からは、異議申立人が開示を求めている文書は、研修委員会の活動実績に関する文書であると考えられる。

また、異議申立人は、異議申立書及び意見書において、研修委員会の活動内容が「雑談」ではないかという点を問題視している。このことから、異議申立人は、本件開示請求時においても、研修委員会の活動内容を知るために本件開示請求をするという意思を有していたことが推認される。

上記のような本件開示請求書の記載内容及び本件開示請求時における異議申立人の意思からすれば、異議申立人が本件開示請求において開示を求めた文書は、「研修委員会の活動実績のうち、報告書の『事業名』1、2 及び 4 欄の『事業内容』に関する全ての文書」であるといえる。

(2) 本件異議申立てにおいて開示を求めている文書について

そうすると、異議申立人が本件異議申立てにおいて開示を求めている公文書（以下「本件対象文書」という。）は、「『校長会の小中部会に関する全ての文書』から『要項』を除いたもの」ではなく、あくまでも「『研修委員会の活動実績としての小中部会に関する全ての文書』から『要項』を除いたもの」である。

2 各組織の位置付けについて

各組織の位置付けについて、実施機関の説明並びに春日井市教職員研修委員会規約（以下「研修委員会規約」という。）及び春日井市小中学校長会規約（以下「校長会規約」という。）によると、次の事実が認められる。

(1) 研修委員会について

研修委員会は、研修委員会規約に基づき組織されており、教職員に対する研修事業の適正かつ円滑な実施及び運営を図ることを目的とした任意団体である（研修委員会規約第 2 条）。教育長が委嘱する 20 名以内の委員で組織され（研修委員会規約第 5 条）、下部組織である各専門部会（研修委員会規約第 8 条第 1 項）のいずれかには、市内の教職員のほぼ全員が所属している。教職員は実施機関の承諾のもと、公務として研修委員会の業務を行っている。

管理職研修（校長研修）部会は、研修委員会の下部組織であって、活動

内容として、各種研究大会に参加したり、研修を開催している。報告書に記載のある小中部会は、研修委員会の下部組織ではない。そもそも研修委員会の内部組織としての小中部会は存在しない。

(2) 校長会について

校長会は、校長会規約に基づき組織されており、春日井市教育の伸展向上と会員相互の研修等を行うことを目的とした任意団体である（校長会規約第3条）。市内の小中学校長及び中学校長の全員で組織され（校長会規約第2条）、実施機関の承諾のもと、公務として校長会の業務を行っている。

校長会の内部組織として、小学校長の全員で組織される小学校部と、中学校長の全員で組織される中学校部が存在する（校長会規約第2条）。

(3) 実施機関、研修委員会及び校長会の相互関係

実施機関、研修委員会及び校長会は、目的及び構成員において共通又は類似する部分が少なくなく、その業務も実施機関の公務として行われている。しかし、研修委員会及び校長会は、それぞれ異なる規約に基づき組織されており、三つの組織はそれぞれ独立した別組織であるといえる。

(4) 報告書に記載されている小中部会について

報告書に事業内容が記載されている小学校部会及び中学校部会は、校長会の内部組織としての小学校部及び中学校部のことを指す。両者を併せて小中部会と記載している。実施機関もそのように説明しており、この小中部会が、本来の活動とは別に研修委員会の活動を代わって行った事実は認められない。

とすれば、報告書の「4 小中部会」「事業内容」の記載は、研修委員会としての活動実績を示すものではないと言わざるを得ない。

(5) 本件メーリングリスト

実施機関は、本件メーリングリストが研修委員会の活動にも利用されていると説明したので、審査会は、実施機関を通じて、平成25年度から平成27年度の間校長会の小学校部会及び中学校部会で使用するために本件メーリングリストに送付されたメール本文及び添付資料のうち現存するものの提出を受け見分した。しかしながら、研修委員会の活動に関するメール本文及び添付資料の存在は確認できなかった。

3 本件対象文書の存否について

上記1のとおり、本件対象文書は、『研修委員会の活動実績としての小中部会に関する全ての文書』から『要項』を除いたものであるところ、上記2のとおり、そもそも報告書「4 小中部会」「事業内容」の記載は、研修委員会の活動実績を示すものではなく、また、本件メーリングリストにも本

件対象文書に該当するものはなかったので、本件対象文書は物理的に存在しないとわざるを得ない。

ただし、実施機関は本件開示請求に対して「要項」を開示しているが、「要項」はそもそも本件開示請求において開示を求められた文書ではない。かかる「要項」を開示したことや、実施機関がその後も研修委員会と校長会の小学校部会及び中学校部会の関係を明確にしないで説明をしたことは、それらが本来別組織であり、各活動も明確に区別されなければならないのに、それがなされていないことを示すものと言え、疑問なしとしない（後述する本件メーリングリストの共用も各組織の区別が明確になされていない表れのひとつであり、不適切である。）。

4 結論

以上により、本件公文書開示決定については上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第6 付言

上記第5. 2のとおり、実施機関、研修委員会及び校長会は、それぞれ独立した別組織である。しかし、上記第3. 1(2)で実施機関が主張しているように、本件メーリングリストは、実施機関、研修委員会及び校長会それぞれの活動において利用されている。そうすると、本件メーリングリストを用いて、一つの組織において必要な情報のやり取りが、別組織である他の二つの組織にも伝わっていることになる。

実施機関、研修委員会及び校長会の活動及び構成員には共通する部分があるとして、本件メーリングリストを用いて、三つの組織全てにおいて情報のやり取りをする必要がある場合が存在することが、一概に否定されるものではない。しかし、この点を踏まえても、本件メーリングリストを用いた情報のやり取りの全てが、三つの組織全てにおいて必要であったとは考え難い。そうすると、実施機関としては、本件メーリングリストを用いることにより、実施機関内部で情報のやり取りをすれば足りるものについてまで、不必要に研修委員会及び校長会にも伝えていた場合があったと考えられる。

このように、実施機関が不必要に別組織に情報を発信することは、情報（メールに文書が添付された場合は当該文書を含む。）の管理として不適切であると言わざるを得ない。この点は、情報の受け手が同一人物であっても、別組織の異なる立場としては受け取るべきではない情報が存在し得るため、看過することはできない。

また、本件メーリングリストは、実施機関が管理をしている。そうすると、

研修委員会及び校長会が本件メーリングリストを利用する際には、実施機関が研修委員会や校長会のために本件メーリングリストの維持管理の負担をしていることになる。実施機関としては、研修委員会及び校長会がこのような便宜を享受していることにつき、理由を説明する義務があるが、合理的な理由は示されていない。

以上のことから、実施機関は、それぞれの組織が別々のメーリングリストを適切に使い分けること等を含め、本件メーリングリストの今後の使用方法について検討し、情報の適正な管理に努めるべきである。

第7 答申に関与した委員

近藤真、高松淳也、富田隆司、尾関栄作、森幸子

平成 27 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

平成 28 年 5 月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ先 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課文書担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp